

令和4年度

南三陸町議会会議録

3月会議 3月 7日 開 会
 3月22日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和5年3月7日（火曜日）

令和4年度南三陸町議会3月会議会議録

（第1日目）

令和5年3月7日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君
行政管理課長	岩淵武久君

町民税務課長	佐藤正文君
保健福祉課長	高橋晶子君
農林水産課長	千葉啓君
建設課長	及川幸弘君
教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	芳賀長恒君
監査委員事務局長	男澤知樹君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長兼議事調査係長	畠山貴博
主事	浅野舞祐

議事日程 第1号

令和5年3月7日（火曜日） 午前10時00分 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 行政報告

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

今日から3月会議が始まります。3月会議は予算審査もありますので長丁場になります。どうか健康管理を万全にして臨んでいただきたいと思います。本日はよろしくをお願いします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年度南三陸町議会3月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から3月会議の本会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び今3月会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今3月会議につきましては、当局の議場出席者を議案審議等に必要なものに限定するとともに、途中退席について必要に応じてこれを認めることなどの新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、議会を運営することといたしております。この観点から、本日の当局の出席者については、お手元に配付したとおり、本日の議事日程に関係する職員となっております。

次に、お手元に配付しておりますとおりの陳情2件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおりの財政援助団体等定期監査報告書、定期監査報告書、例月出納検査結果報告書が提出されております。

次に、一般質問は、三浦清人君、阿部司君、須藤清孝君、高橋尚勝君、佐藤正明君、及川幸

子君、後藤伸太郎君、今野雄紀君、佐藤雄一君、菅原辰雄君、伊藤俊君、以上11名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。総務産業建設常任委員長佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 総務産業建設常任委員会の調査概要を報告いたします。

南三陸町第2期総合戦略における移住・定住について、企画課職員から聞き取り調査を行いました。

当町における移住・定住策は6事業で展開されており、平成28年8月以来、移住件数が年々増加傾向にあり、移住・定住を視野に検討している方々の関心の高さと事業の成果がうかがえました。ニーズの多様化に対し様々な業務にて柔軟に対応している一方で、お試し移住事業においては制度化するに当たり慎重さを求められる事業もあるという現状であり、今後の取組について注視したいところであります。

今後につきましては、今回の聞き取り調査を基に、活動状況及び生活状況における地域との関わりが地域の活性化につながるものとなっているかを調査、確認する必要があることから、継続調査といたします。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） 民生教育防災常任委員会の調査内容について報告いたします。

トルコ、シリアでの大地震をはじめ、地上から災害はなくなる。備えを怠れば住民の生命や財産がいとも簡単に危険にさらされる。12年前にそのことを身をもって体験した我々だからこそ、防災・減災について不断の検討と訓練を重ねていかなければならない。

そのような観点から、自然災害に対する防災対策について調査、検討することにし、町の消防防災の現状及び消防防災制度の整備状況について、防災対策担当職員から聞き取り調査を行ったのであります。様々な自然災害への備えを充実させていくことは喫緊の課題であるため、継続調査とするものであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） おはようございます。

議会広報であります。5回にわたって広報委員会を開きましたが、いずれも議会だより第68号にて議会の内容を住民に周知するための議会だよりの作成を行ったものであります。

また、議会日程を周知するための議会だよりお知らせ版、この3月定例会用のものを作成しホームページに掲載しておりますが、このお知らせ版は今回から大幅にリニューアルをいたしております。町民皆様に議会への関心を持っていただくために工夫したつもりでありますので、ぜひ感想をお寄せいただけたらと思っております。

委員会としての調査は、次号の議会だより作成のために継続調査とするものでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 引き続きまして、議会運営委員会であります。

臨時会定例会等の議会運営について協議、検討をしたところでございますが、その中で特に2月8日、神奈川県茅ヶ崎市へ視察研修へ伺いました。茅ヶ崎市からは、長年にわたり派遣職員の方も応援として派遣していただいております。表敬訪問も兼ねて訪れたものでございます。当日は、市長並びに両副市長、それから派遣で来ていただいていた職員の方とお会いすることができまして、復興支援に関しまして長年の御協力、御支援に感謝申し上げてきたところでございます。

視察に関する詳細なまとめは後日とさせていただきますが、主に次の5点、決算審査での事業評価の導入、委員会での自由討議、政策討議、議会基本条例の検証、改正、最後に一般質問における重複の調整と仮通告制の導入等につきまして調査してまいりました。各委員の考えをまとめて、後日報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

議会活性化特別委員会といたしまして、12月議会以降においては、12月19日、タブレット端

未導入についてリモートによるデモを行いました。

あと本年1月には、13日と23日にタブレット端末の導入について議会として導入を決定いたしました。なお、当初予算には計上されなかったものの、今年度中の予算計上に向けて取り進めております。

1月31日には、住民と議会の懇談会ということで産業団体として漁協関係団体と活発な意見交換会がなされました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員長の報告、説明を許可します。

暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

東日本大震災対策特別委員長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 東日本大震災特別委員会から所管事務調査の報告をいたします。

記載のとおり、12月8日、1月19日に庄内町議会との合同による当町の復旧・復興についての研修会の内容、あるいは当日、庄内町議会との復興状況についての調査を行っております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、東日本大震災対策特別委員会の報告を終わります。

次に、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長の報告、説明を求めます。町補助金不正流用問題に関する調査特別委員長菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会は、2月17日に賠償責任の免除についての付託を受け、ここで調査をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和4年度南三陸町議会3月会議の開会に当たり、2月会議以降における行政活動の主なものとして、復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議について御報告を申し上げます。

去る2月27日、復興庁において開催された東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議に、宮城県的首長代表として出席してまいりました。私からは、復旧・復興事業に関して、最前線で制度を運用した者として感じた点などについて、当時の状況や復興事業の概要等を交え、意見を述べさせていただきました。その一例といたしましては、復興交付金効果促進事業の柔軟な活用が復興事業を推進したこと、復興庁のワンストップ窓口が業務の短縮化につながったこと、一方で、原形復旧などの既存制度に対する問題点などについて、実情を伝えてきたところであります。

あの日から間もなく12年が経過しようとしております。東日本大震災で被災した多くの自治体では、復興事業が完遂していく一方で、異常気象等により全国各地で毎年のように大きな自然災害が発生しております。

このような中において、今般の有識者会議での議論が全国の被災地における復興の一助になることを切に願っております。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの町長の口頭による行政報告に対し、特に疑義があれば、これを許可します。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告はお手元に配付したとおりであります。ここで工事関係の行政報告に対する質疑を許可します。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、書面にて提出された請願、陳情等の処理状況の報告に対する質疑を許します。7番佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 請願の平成27年12の1ですか、県のほうにですか、町のほうから請願されている形ですが、年数も長くなっております。

それと、今朝ほど同等の398で交通事故がありました。やはり物事が発生すると、発生してからの動きではうまくないので、ここの地域、地区ですか、カーブで本当に見通しも悪いという状況下でございます。その脇に、鏡石の橋ですか、それも大分老朽化されております。

危険度4以上ということでございますので、ここの請願されている場所と鏡石橋が関連されてありますので、町のほうも橋のほうを考えていかなきゃいけない面もあるので、強く県のほうに要望することをこの場でまたお願いする形になるんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、今後とも継続して県のほうに求めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 関連と申しまして鏡石橋の今後の動きですか、状況等はどうか、その辺も加えて説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 鏡石橋につきましても、やはりどうしても398号線が関連するということで、こちらも同様に継続してちょっと県のほうに要望、あとは調整を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私も今の請願12の1、処理状況はここに載っていますけれども、398、期成同盟会を通じて、これは年に1回か2回やっていると思うんですけども、これとは別に町独自でというのは考えていないんですか。この期成同盟会に抱っこしてこれ言っているからこれでいいという姿勢だから、間もなく10年になろうとしているんですけども全然進捗が見えないという、私はそういうふうに感じますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 事あるごとに一応県のほうには御事情等をお話しさせていただきまして、要望活動といひますか、実現に向けて努力はしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 事あるごとにと申すことで、それだけの活動をしているということで了解しました。どういうあれかということまで行かないんですけども、できるだけ早く、こういう危険道、いろいろなことありますので、みんなが安心して通行できるような環境に持っていけるように再度努力を要望いたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で請願、陳情等の処理状況の報告に対する質疑を終了いたし

ます。

これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、三浦清人君。質問件名、1、人口減少対策について、2、不祥事案の検証と再発防止について、以上2件について三浦清人君の登壇発言を許します。三浦清人君。

〔11番 三浦清人君 登壇〕

○11番（三浦清人君） 久々の一般質問ということで、心地よい緊張感といいますか心地よいちはいいんですが、緊張し過ぎて不適正な発言もあるかもしれませんが、その節には前もっておわびをし、訂正をしておきたいと思えます。

今回の質問は、人口減少対策ということでありまして町長の考えを伺うわけであります。この問題につきましては、我が町だけではなく全国でいろいろな施策を講じられているというのは御存じのとおりかと思えますが、様々な施策もあるわけですが、今回は、この3つの子育て支援と出生率を高めるための施策、そして3つ目は移住・定住についてであります。

以上、登壇からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦清人議員の1件目の御質問、人口減少対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、子育て支援施策についてであります。本町では、子育て支援センターでの各種事業や育児相談、町内3施設での放課後児童健全育成事業に加え、町独自の取組として、子育て応援券の支給事業や保育料の負担軽減措置、子供の健康づくりの推進など、子育て家庭を支える様々なソフト事業に力を入れ取り組んでいるところであります。

今後、町では、昨年12月に閣議決定された出産・子育て応援交付金制度にのっとり、出産、育児に係る面談や継続的な情報発信等を行う伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠や出生の届出を行った際に、子育て支援サービスの利用者負担軽減を図る経済的支援として10万円の支給を行うこととしております。

また、子ども・子育て支援制度が大きく見直されることに伴い、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置について、令和5年度中に必要な準備などを進めることとしております。

今後、町が取り組むべき子育て支援施策としましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するだけではなくて、子育て世帯や地域ニーズの確認等をし、地域社会全体で安心して子育てできる環境づくりに重点を置いて、その実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2点目の御質問です。出生率向上策についてであります。本町では、南三陸町第2期総合戦略において、出産、子育てがしやすいまちづくりを目指し、先ほど申し上げました子育て支援施策や不妊治療助成事業を実施しております。

本町の出生率につきましては、令和3年は4.5、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1.33となっております。出生率は、宮城県や全国より低い値であります。ここ数年の合計特殊出生率については、宮城県や全国と大きく変わらない値となっております。

御質問にあります出生率向上施策としましては、本町では、平成28年度から特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るための助成事業を実施しております。令和4年度からこの不妊治療は保険適用に変更となりましたが、当該不妊治療に要する費用は高額であり、かつ継続した治療も考えられますので、今後におきましては、自己負担分の医療費助成も視野に入れながら不妊治療助成事業の拡充について検討してまいりたいと考えております。

最後に、御質問の3点目、移住・定住施策についてであります。町では、少子化問題を含む総合的な人口減少対策として、令和2年3月に第2期南三陸町総合戦略を策定し、少子高齢化、人口減少への対策に取り組んでいるところでありますが、少子化対策においては、若い世代が南三陸町で結婚し安心して子育てができる環境を整えることが重要であると考えております。具体的には、結婚を希望する方に出会いから成婚までを1年間サポートする婚活事業に取り組んでおります。

また、持続可能で活気ある地域社会を次の世代をつなげていく必要があります。そのため、特に地域を支える世代である若年層をはじめとした移住者の呼び込みを行うとともに、働く場所、機会の拡充、または居住地の確保など、移住・定住を促すための各種事業に取り組んでおります。

具体的には、平成28年8月から役場本庁舎内で移住・定住支援センターを開設し、移住に必要な情報の提供や南三陸町をめぐる移住体験ツアーなど、希望者が南三陸町へ円滑に移住できるようサポートを行っており、実際に移住された方が毎年右肩上がり増加をしております。

また、平成28年から、移住者等の住宅確保対策として、町内の民間賃貸住宅に居住する際の

家賃補助は延べ16件、空き家を有効活用して移住・定住の促進を図るため空き家バンク制度の登録数は23件、子育て世代が将来にわたって住み続けていくための若者マイホームの補助金については延べ16件の実績となり、移住・定住を促進する補助制度を活用し、総合的な少子化対策に取り組んでいるところであります。

今後とも、総合戦略に掲げた施策を中心として移住・定住対策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） それでは、1つずつ質問に入りたいと思います。

今、町長から施策についてば一つとお話がありまして、ちょっとメモするのが間に合わないのも随分あったようですけれども、これまでやられてきた政策をお話しされたんだろうと思いますし、改めて新たな施策というのはなかなか見えてこないのかなという感じをいたして聞いておりました。

支援といいますのは、これは何ととっても行政が支援するわけですから、お金に関わることだらけなんです。その財源はということにもなってくるのではないかと考えております。それは私も承知をしてこれからの質問に入るわけです。

ここで実は、岡山県の奈義町、奈良県の奈に義理の義の町、そこの情報ですか、その町の情報が今年に入って1月の中頃でしたか、ちょっと情報が入ってきまして、全国の市町村が、人口増対策といいますか人口減少対策も含めて、かなりの市町村がそこの町に視察に行っているということでありまして、この間、この町はどういう町なのかなと、ある程度の情報は入っていたんですが、詳しく見たいと思ってその町の紹介を見てみたんです。それで、物すごい子育て支援策についてやられているということで驚いたんです。

その中をちょっと紹介したいなと思いますが、私が資料を取ったとき、私、22日の日かな、21日かな、取ったんです、紹介。そうしたら、その前々日、岸田総理がその町に視察に行っただけなんです。これ写真で掲載されているんですけども、この写真を見ますと、これ少子化担当大臣も同行されているのかなと見えます。

とにかく物すごい、我々ではちょっと考えられないといいますか、人口が大体6,000人弱の小さな町、一般会計で大体40億円ぐらいだと聞いているんです、年間の予算が。その中で、子育て支援の占める割合、予算を1億数千万円出しているようなんです。これは物すごいなと。

この内容を見てみて、資料を見てみて、はっと驚いたことがあるんです。はっとといいます

か胸にぐさっと来たというか。何が驚いたかといいますと、その核、企業会計、核兵器の核かな、これ、核は常に民であるというのが、キャッチフレーズではないんでしょうけれども、全面的に出しているんです。核は常に民であると、そしてまちづくりをしていくんだというのがこの町長の考え方なんです。要するに、中心となるものは町民だよと、町民のための町政だよと、町だよ、行政だよと、地域の方々と一緒にまちづくりをしていくんだと。要するに、町の行政は、町政は町民のための町民による町政でなければならないということなんです。

ああ、どこかで聞いたことあるなと思って、私もはっと思ったんです。私、選挙のたびに、10回やっているんですが、その公約の一番最初に掲げているのがこの町の町長と全く同じ考え方なんです。それで、ぐさっと来たというか、はっとしたというか、すばらしいなど。どんな顔をしているんだろうなあと、町長の顔見たら、ああ、すごい顔つき、顔つきという悪いような印象を与えますけれども、すばらしい顔でありました。

○議長（星 喜美男君） 質問を行ってください。

○11番（三浦清人君） 今、徐々にやりたいと思います。

そこで、紹介、例を1つ挙げてみますと、生後7か月から満4歳まで保育園に入園していない養育者、なかなか行けない養育者に1人につき1万円を支給していると。養育料というか、家庭に、お母さんに対して。

それから、高校生、生徒1人当たり年9万円、3年間支給していると。教材費、絵の具やペンは全て無償であると。

それから、子供の一時預かりをしていると。要するに、どこかに出かけるときにはなかなか子供を連れて行かれない、そういうときには、なぎチャイルドホームという施設なんです、そこに預けていると、一時預かりをしていると。それが1時間300円やっているというような実態です。まだまだいっぱいあるんです。

そこで、町長に質問に入りますが、保育料、段階的に安くなっているのは分かるんですが、これを全面無償化という考えはありませんか。全額。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 岡山の奈義町やいろいろな例を挙げていただいて、全国にはそういった子育て先進地と言われるのは別に奈義町だけでなく、例えば、私よく知っているのが、兵庫県の明石市なんかもそうでした、そういった他の市町と非常に差別化を図った子育て支援に特化をしているということがございますので、それぞれ町の取組方というのは、これはも

うそれ全国千差万別だと思います。それぞれの町の取組課題というのはそれぞれの町で違うわけでありますので、そこはそれぞれ特徴がある町政運営というものがなされているんだろうと思っております。

保育料の今お話がございましたが、前に、先月の定例記者会見で給食費の無償を打ち出させていただきました。これは平成二十何年だっけ、第2子、第3子と。今年、第2子が2分の1、第3子が1割ということの負担ということで、給食費の軽減と生活支援ということで取り組んでまいりましたが、いずれ全ての子供たちにとということの思いがございましたし、ちょっといいタイミングだなと思ったのは、気仙沼市が給食費全額無償というのを打ち出しましたので、私どもの町というのは気仙沼の隣でございますので、気仙沼市が給食費無償で南三陸が給食費有料ということになると、これも好ましくはない現象だなということで、そういったタイミングを見計らって、4月から給食費の無償ということで打ち出させていただきました。

これについても、財源ということでふるさと納税を充当させていただくということで決めさせていただきましたが、いずれ、そういった今度保育料の問題等について今御質問がございましたが、これは今この場所で私がこうしますということではなくて、課題の1つということで受け止めさせていただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 課題の1つという答弁であります。これは、もっとも今ここで突然の質問に対してやりますというわけにはいかない。検討しなきゃならない。ぜひ検討していただいて、この保育料無償化に気仙沼市よりも一足でもいいから早くやっていただきたいと思うんです。今、給食費無償化したということでもあります。私も、何度も給食費無償の発言をさせていただいていたわけでもありますけれども、できれば、どうせやるのであれば気仙沼市よりも1か月ぐらい前に発表してもらおうとよかったのかなあと。また気仙沼市というと、何でもいつもまねっこしているのかと言われますので、そこはやっぱり一足早くでも、どうせやるのであれば、保育料の無償化をぜひ実現を近いうちにやっていただきたいと思うのであります。

やはり財源なんです、何をやるかといったってそこは支援については。それはどうしたらいい。今、ふるさと納税の関係で充てたいというようなお話がありましたけれども、また奈義町に戻りますが、私も一番心配したのは財源だったんです。40億円の一般会計で1億円以上の子育て支援に支出するわけですから。そうしたら、身を削る施策というんですか、それをやっ

ているようです。1番が各種団体への補助金の削減、それから議員定数の削減、もちろん特別職、町長、副町長、教育長の報酬の見直しなどなど、そういった自分たちの身を削る、そしてそういうものを財源にして充てるという身を削る施策を講じているというのが実態なようであります。

ぜひ、何もここをまねろというわけじゃないんですが、この町ではどれだけの効果があったのかというと、これは2019年ですか、出生率が2.95だったようです。現在は2.81、幾らか下がっているんですけども、全国平均から見るとはるかに高い水準で推移をされているというようなことであります。

やっぱり町長の考え方だと思うんです。どんなまちづくりといいますか、それをやはり実践していかないと、人口が減る一方でなかなか増えないというようなこともありますので、ぜひ、すぐこれ全部まねろと言ったって無理な話ですけども、そういった考えで行政運営に当たっていかないと、2040年問題もありますので、ここの町長もそれを一番懸念しているようです。今、全国1,741ですか、市町村、それが890になるという、2040年消滅するといいますが、そこに住んでいる住民の方々はいなくなるわけじゃないんですけども、そういうことで対応をしていかなければならないのではないかとということでもあります。

町長、ひとつ提言といいますか、これはあまりどこでもやっていない施策といいますか方法といいますか、支援の内容なんですけど、今、子供たち、歯並び、かみ合わせといいますか、子供たちが大分増えていると。保険対象外で高額な医療費がかかるんです。収入の高い家庭、多い家庭は治療をすぐに受けようということになるんですけど、なかなか今物価高でもありますし、収入がなかなか増えないというのが現状であります。そういった中で、収入のために治療を諦めている家庭もあるということを知っているんです。

そこで、これはやはり行政の力といいますか支援といいますか、そういった方々のためにも、これは全額は無理でしょうけれども、半分ぐらいは助成してやらなければならないんじゃないかと思っておりますが、町長どうでしょう。歯並びの悪い、悪いというのはただけれども、治療しなくちゃならない子供たちのために医療費の一部を助成する考えをお聞かせいただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 歯科の関係については、これまでもフッ素の塗布ということで、これも歯科医師会のほうから要望がございました。しばらく前に、これフッ素の塗布ということでやって、子供たちの虫歯を防ぐということの取組も南三陸としてはやってまいりました。

今の歯並びの関係については、私、実態ちょっとつかんでおりませんので、その辺、保健福祉課長のほうで分かっているんだっただらば、ちょっとその辺お話ししてもらえると。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 子供たちの歯並びの治療状況については、ちょっと把握はしておりませんので、今後、把握に努めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ぜひ、結構増えていますので、そういった子供たち。ぜひ、調査をして支援ということを前向きに考えていただきたいと思います。

いっぱいしゃべりたいことがあるんですが、個人演説会みたいになってしまって議長からまた注意されますので。

○議長（星 喜美男君） 一問一答でお願いします。

○11番（三浦清人君） それでは、次の子育て支援につきましては、保育料の無償化、それからもう一つは歯並びの悪い子供たちの治療費の補助ということを改めてお話をさせておきたいと思います。

次は、子供たちの出生率の向上といいますか高めるための施策、先ほど奈義町の出生率、現在、2019年は2.95、あと今は2.81ぐらいになっているというようなお話でした。我が町でも、計画の中で出生率を高める施策といいますか、目標を掲げているようです。2019年が1.40だったと。それが2024年には1.58まで伸ばして、2030年までには1.80に目標を掲げているというのが実態なようです。

この間、NHKのテレビを見ましたら、テロップというんですか、画面に文字が書かれて、それが2人目の壁というのが掲げてあったんです。流れてあったんです。何だろう、2人目の壁というのは。そうしたら、1人目を持っているお母さん方からいろいろなお話を聞いているんです。そうしたら、2人目を産むのは非常に難しいと。要は、子育てには多額といいますか費用がかかり過ぎてなかなか踏み切れないと。手厚い支援でもあれば2人でも3人でも欲しいんだというお母さんたちのインタビューといいますか、お話があったわけです。

そこで、先ほどは町長のほうからも不妊治療費の助成ということを、今日は保健福祉課長も来ておりますけれども、不妊治療というのは非常に種類がいっぱいありまして、昨年の4月1日から保険対象になってまいりました。しかし、全種類が対象ではないというようなことになっているようです。宮城県では、その治療費は30万円まで出しているんです。我が町でも、これ町の条例で15万円を支給するというような内容であります。できれば、対象外、対

象内であっても治療費の助成というものをもう少し上乘せしてもらえないかということなんです、質問内容は。できれば20万円ぐらいにしてもらいたいなという思いで質問しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど奈義町に岸田総理が行ったというお話をお聞きいたしまして、御承知のように異次元の少子化対策ということ岸田総理が打ち出しておりますので、基本、我々自治体を預かる者として大変期待しているのは、今、自治体間競争になっている子育て支援から、そういう問題をやっぱりこれは国として先頭に立ってやっていく課題なんだと思います。

多分、この間、新聞出ましたので承知のように、去年の出生数はもう80万人を切ってしまうて、基本、厚労省の試算よりももう8年も早く80万人を切ってしまったということです。40年前のもう半分です。そこまで人口が落ちてきたということは、基本、日本の労働力や国力といたしますか、そういうところにもう結びついている。岸田総理も会見の中で大変危機感を持っているというお話をしてございます。

多分、先日、小渕優子さんの講演をちょっとお聞きしたんですが、これから毎年、80万人から100万人が日本の人口が減っていくというお話をしてございます。これはまさしく危機的状況だというお話をしてございまして、そういった中で岸田総理が異次元の少子化対策と打ち出したということです、これは自治体間競争ではなくて、基本は国として、ある意味すべからく少子化対策に積極的に関わっていくべき問題だと、基本的には私そう思っております。

従来から医療費の問題等、子供たちの医療費の問題、入学前まで、あるいは小学校まで、中学校まで、高校まで、これ順番順番に各自治体の競争で年齢が上がっていつているということがありますので、これは基本的には、日本という国が本当にこの先、国力として、日本として維持運営できるのかということの根本をどう捉えるのかということに、私は基本的にはそこにかかってくるんだと思っております。そういった意味において、これから新しい異次元の少子化対策の中でのメニューも打ち出されてくると思いますので、そういった点は十二分に注視をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 今、町長がおっしゃられた国の施策、これからの計画、存じ上げております。異次元の課題というか、それに向かってやるというのは。

ただ、はっきり申し上げて、国の施策といいますか、こういうふういきちっとやりますよと何か見えて見えないような状況なんです。分かって分からないというか。さて、これ題名だけを掲げて中身が整っていないといたら、これは国の方々が見ていてもどうってことないんですけども、はっきり申し上げて何をやろうとしているのか分からない。申し訳ないけれども。私、何々党とかなんかでなくて関係ないですから、勘違いされると困るんですけども。ただ、国の施策として、防衛費もそうだ。これ外れてしまうとまた注意が来るからやめますけれども、何をやろうとしているのかさっぱり見えない。中身が整っていないのに題名だけをアドバルーンといいますか掲げちゃっているから。

ですから、私、町長、国の考えはどうなるか分かりません。最初に、我が町の施策としてこういうことでやりますということ、後で国がそれに対する交付なりなんなり来ると思うので、私は、我が町の町長として我が町の住民のためにこうしてはどうですかというお話なので、国のことまで当てにしていったってなかなかよくなるか分からない状況ですので、ぜひこの治療費につきましては、15万円ではありますが、補助対象外であっても内であっても、内外問わず20万円の助成というものを考えていただきたいと思います。

それで、奈義町のほうはやっぱり20万円なんです。それから、不育治療というのがあるんです。子供さんが育たないというような方には30万円を支給しているというようですので、ぜひ本町でもそういった助成を考えていただきたいと思います。

それから、出生率に関係してきますと、出産祝い金、これまで多くの議員の方々がこの件に関しましてはいろいろ質問しておりました。奈義町を見まして、ああ、やはり先進地は違うなあと思ったのはやっぱり額なんです、額。我が町では、第1子が3万円、第2子5万円、第3子以降が10万円ということであります。奈義町はもっともっと高いんです。

町長どうでしょう、この出産祝い金、第1子は10万円、第2子20万円、第3子以降30万円、出産祝い金、私はそう願うといいますか希望するんですが、町長の考えをお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町としても、これまで子育て支援ということでそういった支給を行ってきた経緯があって、上乗せできないのか。先ほどの件も不妊治療の関係もそうなんです、実は、私、岸田総理が何と言ったらよかったなと思っているのは、実はそういう、先ほど言いましたようにメニューが全く見えていないんです。これぐらいの予算というか、ざっくりな話だけで具体性が何もない。したがって、そういった視察をすることによって、こういう

子育て支援というのをやっている自治体があるということのある意味1つの参考になったと思います。

ですから、町としてというよりもそういった問題を御本人が御覧になっているので、これは、例えば、町村会としてみんなで足並みをそろえて、国のほうに新しいメニューとしてこういう施策を取り入れてもらえないかということを行うのは、これは自治体運営はどこの自治体もみんな同じですから、悩み、質問、悩んでいるのは、そういう取組のほうは私は好ましいのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） それでは、私が今お話ししたことをぜひ、町村会、団体交渉というんですか、掲げて国のほうにお願いをしていただきたいと思います。国が動かなければ町も動かないというような考え方のようにあります。

お隣の気仙沼市市議会、三陸新報の記事を見てお分かりかと思うんですが、議会ですよ、気仙沼市議会、人口減少対策特別委員会というのを立ち上げたんです。どうすれば人口が増えるのか、減らさないのかというのを議会でもって特別委員会で議論しましょうということで立ち上げて、もう何回か議論をしているようです。

その中で、子供さんが1人産まれたら200万円を差し上げましょうという、これは意見ですよ、その特別委員会の中でそういう意見が出たようです。実際にはまだ決定はしていませんけれども、後で取りまとめて市長のほうに提言という形で出すようではありますが、そういった話まで出ている、隣の町です。

ですから、ぜひ町長、200万円までは行かなくても、先ほど言った、できれば第3子以降30万ぐらいは、いや、よかった、よかったと、地域、町でお祝いをしてやろうと。何もお金だけじゃないという反論が来るんですけれども、やはり何ととっても2人目の壁というのはあるということです。先ほど紹介させてもらいましたね。そうすると、手厚い支援があれば2人目でも3人でも欲しいんだというのが実態のようです。

やはり奈義町の話にまたなりますが、子育てをされていて非常に困るのは、経験のないお母さんたちがどういうふうになればいいのか悩んでいると。この町では、そういう悩みを解消するために、高齢者の方々と一緒に集まりを設けさせて安心をさせると、いろいろな指導とかお話を聞いて、そういった施策をしているようです。そこに岸田総理が見に行ったわけなんです。お話を聞いたと。ぜひ、岸田総理も参考にしてすぐにでもいいところを出して、そして国としての施策を発表していただければなと思います。

私、国会議員じゃないから岸田総理に要望するわけにもいきませんから。ただ、町長としてはいろいろな意見をまとめて国のほうに行くというようなことでありますから、ぜひ町長、一日も早く町村会かなにかで取りまとめをして、国のほうにお話をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今、切りのいいところで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、会議を開きます。

三浦清人議員の一般質問を続行いたします。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） それでは、3つ目の移住・定住者への支援策ということでの質問に入ります。

先ほど、空き家バンクの話をも町長からいただきまして、定住者も年々増加していると、非常に結構なことだなあと考えております。町長、そこで、これも提言といいますか案なんですけど、今、その空き家バンクに入られている方も何人かいるかと思うんですが、先ほどのお話ですとそれに対する支援というお話でしたけれども、どんな支援、条例を見れば分かると思うんですけども、具体的に、例えば、どれぐらいの助成をしているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） では、制度内容でございますので私のほうから答弁をさせていただきます。

現在、空き家を所有されている方が町の空き家バンクに登録をしていただいたときに奨励金を支給させていただいているんですが、これは1件につき2万円ということになってございます。実際に空き家を借りたいという方が、今度は仲介事業者さんのほうを介して手続を進めていただくんですが、そこに係る手数料等について、仲介手数料助成金ということで上限5万円ということですので、貸したい方、借りたい方の両方に助成がある仕組みにはなっているということでございます。

なお、そのほかにも住宅の改修ですとかそういったところにつきましても、補助金の制度をもってこの空き家バンク制度を運営しているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 分かりました。

町長、これ定住を希望している方に無償提供ということはできないでしょうか。町のほうでリフォームをして、そして無償で提供するという考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ちょっと話したんですけれども、なかなかそれは難しいなという話ですが、1件だけやったという話があるので、事例だけちょっとお話しをさせます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 無償で提供するという事はなかなか難しいんですけれども、1件、町のほうで借り上げをして手直しをしてお貸ししているという例はあるんです。

ただ、残念ながら今登録いただいているいわゆる空き家と言われる部分が、やはり家としては大分経年をしているということもあって、お住まいになるというよりは、お住まいになるときに大分手直しがかかるというのが現状でございますので、どちらかというところには助成が渡るようなほうを厚くしたほうが、そこを空き家として選んでいただけるきっかけづくりにはなるのかなとは思っているという状況でございます。

ですので、借りた後も無償でお住まいいただくということまではなかなか難しいかなと現在は思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） その難しいというのは、財政面の関係からですか、それとも制度的なことかなんでしょうか。何かできない、難しいというその根拠はどこから来ているんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 当然、貸していただけるもともとの大家さんがいらっしゃいますので、その方との条件設定ということがあるんです。貸したいという方もいらっしゃいますし売りたいという方もいらっしゃるということになりますので、その辺の条件は個々個別にちょっと判断をせざるを得ないということになりますので、現状として、それらを全て一概に無償ということになるというのは難しいというのは、当然、財政面の問題もあるということになりますので、そこは御理解いただければなと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ここにお住まいになる方には家を提供しますよということを発信すれば、多くの方々が来るのではないかなという思いはしております。

実は、土曜日ですか、3日前かな、見知らぬ方が突然私のうちに尋ねてきまして、移住をしたいんだと、まだ若い60前の方ですけれども。アパートを探したら非常に高いと、今買ったほうがいいのか、借りたほうがいいのか、古いうちです、悩んでいろいろと御相談を申し上げたいということで、ある人から聞いてきたと。ある人というのは、その人が相談した方に話したら、三浦清人のところに行きなと言われてたから来ましたと。私も初対面で。

町長は、今、我が町でアパート経営されている方々もいるんですが、大体平均月に幾らぐらい家賃、分かりますか、町長は。分からないね。企画課長は分かります。分からない。やっぱりその辺あたりも聞いておくべきです。

その方のお話ですと、月5万円だそうです。とても5万円で、これからいろいろなことをやっていく上でも計画があるそうなので難しいと。それよりも古い家を買って改造したほうがいいのかなあという考えもあるんだということも言われましたので、ひとつ頑張れということで、これもまた来週も来るかと思うんですけれども、いろいろと相談に乗ってあげたいなとは思っていますが。

私、平成27年の9月の定例会かと思うんですが、島根県の邑南町のことを紹介させてもらった経緯があります。この議員仲間でもそこに視察に行った方は何人かおられるかと思うんですが、ここもとにかく毎年人口が1人、2人増えているんです、我々が視察に行ったときに。その町長の考え方は、1人でもいいんだと、20人も30人も増えなくてもいい、1人でもいいんだ、減少にならなければいいんだという考え方のようです。

それで、いろいろな施策を取っておりました。移住してきた方には町が仕事のあっせんをするんだと、町が責任を持って。それから、税の優遇もやっている。家賃は3年間無償だというようなお話でありまして、ですから、人口が減らないで1人でも2人でも増えているのが現状であるというお話を、ここの議場で私、紹介した経緯がありました。改めて、またそういう町もあるということ。

どうでしょう。来た方々への今度は税の優遇措置を、今どういうふうになっているのか、今後どういうふうにするのか。私とすれば、何年間か来て働いて所得を得た方々に対しての定住者への税の優遇措置はすべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） ちょっと前段として、アパートの家賃の部分の話といたしまして、実は家賃の補助という制度も持っていますので、もし民間のアパートをお借りするということがあれば、事前に当課のほうに御相談をいただければなと思ってございます。

また、今、税のお話がございましたが、全体的にやはり移住・定住策としてどういった内容を展開していくかということは、先ほどの空き家バンクのこともございますし、前段で御質問のありました子育て支援のお話も、当然に御家族で来るというときにはそういうところが魅力的なものになっていくんだと思いますので、ポイントポイントでここはどうだということだけでなく、やはり総体的なものとして考えていきたいと思っておりますし、今、先ほど来、国のほうでそういった部分でのいろいろな制度も検討されているということなので、その辺も注視しながら、当町としてどういった支援が必要なのかというのは引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ぜひ検討して前向きに進んでいただきたい、ここだけの話でなく。そうしないと人が来ない、人口は増えないということになりますので、ひとつ本気になって考えていただきたいと思っております。

それで、次に2番目の不正事件ですか、それについての今後の町長としての取組、考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問についてお答えをさせていただきます。

近年の不適正事務に関しましては、知識あるいは認識が不足していること、所属内におけるコミュニケーションが不足していることなどが根本的な要因であると考えております。

このため、職員研修におきましては、これまでの研修所等への派遣研修に加え、庁舎内での研修の対象を特定の階層に限定するなど、工夫を施して実施をしているところであります。また、人事評価制度の見直しや希望降格制度の創設など、職員が意欲を持って仕事に取り組む環境整備を並行して進めているところであります。

組織における人材は最も重要な経営資源でもあります。そして、この人材を育成することは不断の努力でもあります。このような取組を継続して実施していくことで、点と点が線となって、線と線が面へと広がっていき、ひいてはそれが不祥事を未然に防ぐための対策になるものと認識をしております。

このような中において、御質問の趣旨であります私が果たす役割ということについてであります。首長は、地方公共団体を統括してこれを代表するとともに、地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する役割を担う者であり、それ以上でもそれ以下でもないと考えております。

今後におきましても、当たり前のことを当たり前ができるよう職員の意識改革等を進め、住民サービス向上に寄与する人材育成に努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） これまでの不祥事、これからもあろうかと思うんですが、こういった不祥事案につきましては、検証をして反省をしないとこれはなかなか進歩がないと思っております。やはり検証と反省が大事じゃないかなと思っております。

内部調査委員会は、不正流用事案の内部調査報告書の中にもなぜ起きたのか、どうしなればならなかったのか、どう対応すればよかったのかと、要するに、それを反省しないと進歩はないよという報告書の内容でありますということでもありますので、これは有害鳥獣の動植物のことでありますけれども、ぜひ話をしていかなければならないと思っております。

一つ一つ聞いていきたいと思うんですが、先ほど町長、行政管理課の中でもいろいろと研修をしていって、コミュニティーづくりなり人事評価などもやっていくと。その報告書の中にも、課内、係内の会議を定期的を開いて、そして再発防止に取り組んでいくというようなお話になっていますので、具体的にどのような内容で月に何回、あるいは2か月に一遍なのか、3か月なのか、定期的という言葉が出ていますので、内容をちょっとお分かりでしたら、お分かりでしたらって分からなくちゃいけないんだけど、その内容を聞かせてください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段でお話をさせていただきますが、こういった問題につきましては、これまでも特別委員会あるいはこの議会という中で、様々な議員の皆さん方からの御指摘に対して、我々としても真摯に答弁をしてきたという思いもございますし、その際にもお話しをしておりますように、こういった問題についての検証と、それから今お話ありましたように、こちら側としてのやっぱり反省ということも当然踏まえながら、我々として再発防止に取り組みたいということでやってまいりますので、今後とも身を引き締めながらという思いでございます。

なお、今の御質問については課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 御質問にございました課内会議、所属内会議と言われる会議でございますけれども、目安としますれば月に1回程度の開催ということでお願いをしております。

また、いわゆる通常として予定する課内会議と併せまして、人事評価あるいは目標設定等に

リンクをいたしました個別の面談等については、随時行っていただくということにいたして
ございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 特別委員会の中でも、町長からいろいろとお話は聞いております。私ど
もとしては、まだその再発防止の観点からやっぱり言うておこなきゃならないのかなと思っ
ているんですが、3.11から間もなく12年になろうかとしています。各自治体、被災を受けた
自治体では、その被災を受けたことの風化、忘れ去られていくのを非常に危惧しているとい
うことで、いろいろな語り部とか、あるいはいろいろな展示物等々でこれを後世に伝えてい
きたいということで、絶対常日頃、災害については頭に置いておいてほしいという願いの下
にやられているようです。

我々も、この不祥事案、また忘れた頃にやってくる可能性があるんじゃないかと。だから
とって、不祥事案の語り部とか祈念公園とかそんなのを造るわけにはいかない。やはり、
折に触れて折に触れてこういう話を出していかないと、お互いに緊張感を保つための1つの
手法ではないかなと思っております。

くどいとか1回話したとか分かるんですけども、ここで質問に入るんですが、いっぱいあ
るんですけども、一つ一つ言ったってしょうがない。動植物の不正流用事案なんです、こ
の事件発覚後に初めて対策協議会、これから対策協議会と言いますけれども、その対策協議
会は開かれたんです。令和3年の4月5日なようだと思うんですが、そのときに該当する方
の所属している農業共済の方々とか当時の役員の方とか皆集まったと思うんですけども、
町長はそのときは出席しないで副町長が出ていたんですが、その中で、この事案は対策協議
会でお金がないから弁護士も雇えないから町のほうで対応する、処理するというようなお話
があったと聞いているんですが、誰が誰の指示でそういうお話をされたのか、それをお聞か
せください。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 議員御指摘の令和3年の4月の有害動植物等対策協議会に、私
を含め、当時当課が担当する部門とすれば出席はいたしておりませんので、そういった発言
が誰からどういった経緯だったかというのは今は掌握できてございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 副町長が参加されているんです、町長の代わりに。このときの議事録を
取っていないんです、後で協議会を開いたときに。まだ議会の調査特別委員会を開く前でし

たから、設置する前でした、その前に協議会を開いたんです。そのときに私、質問したんです。議事録はどうなんだと。そうしたら、議事録がないと。普通はそういう公的な会議に議事録がないということがどうなのかなと思っていたんです、取っていないという。そうしたら、内容を見たら、集まった方々、役員の方々、この対策協議会の中にお金がないから弁護士も頼まれないだろうと、これは町のほうでやりますからというお話をされた。そういう話をするのに議事録を取っておくわけがない、私はそう思いました。副町長、覚えていますか、当時の話や。あなた、町長の代わりに出ているんですから。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 開催したというようなことは事実として私も受け止めておりますし覚えておりますが、そういった発言があったかどうかというようなこと等については、正直覚えておりません。町がそういうお話をしたのかということも記憶にございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ですよ。記憶にないわけです。ないわけですかというか、あってもそういうことを言われる状況というかことではないから、言うてはならないことなんです。

記憶にない、分からないというと、じゃあ私も聞き違いなのかなということに引き下がるしかないんですけれども、それで特別委員会でも何度も私はお話をさせてもらっているんですが、今回質問するのは、町長、補助金を出す町長としての質問なんです。補助金を受ける対策協議会の会長佐藤仁に質問しているわけじゃないんです、補助金を出す側としての質問で。これは、受けるほうの対策協議会の会長については後日の特別委員会で詳しく質問したいと思うんですけれども。

出してしまっ、こういう事件が起きてしまったということで、監査委員もそうですし内部調査の報告書を細部にわたって見たんですが、どこの行を見ても、職員の法令遵守、法令を無視したことがこういう原因になっているということがどこにも書かれているんです、ずっと何十か所。監査委員の意見書には、やはり対策協議会の総会が開かれなかったことが一番の原因であるみたいな内容の報告書でした。

そこで町長からお聞きするんですが、対策協議会、なぜ長年にわたって総会を開かなかったとお思いですか。町長として、出す側として。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なぜ開かれなかったのかということについては、事務方の手続の不備とっております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 事務方のミス、不備。だって、あんた町長、もらうほうなんですよ、対策協議会の会長ですよ。会長が知らなかったということが分かっているでしょう。今日は出す側の町長として聞いているんですが、それは職員の不備とかそんな問題じゃないでしょう。やっぱり町長、もらうほうの代表ですから、本当は。それをおかしいと思わなかったのかということですか。

職員が事件前、そういった法令遵守をしていないために、無視をしたためにこの事件が起きたと、事件が起きて発覚したと。その後の皆さんのやり方も、私は法令遵守、法令を無視したやり方をしているのではないかと思っています。

といいますのは、南三陸町補助金交付規則というのがあるんです。交付規則。そこには、目的外使用、もらった団体が目的外使用をしたわけです。そういう際には、町長が返還命令を出すというのはこの交付規則にのっとっているんです。それをなぜ、返還請求をしないで町が損害が起きた起きたと、受けた受けたということで対応したのかということですか。

私、特別委員会でも何度も申し上げますけれども、これは対策協議会に町が返還を求めて、対策協議会のほうでこの事件を起こした方に対しての損害賠償をやれば済むことなんです。言っている意味分かりますか。なぜ、町のお金を直接使ったんじゃないんです。対策協議会に振り込みをして、対策協議会の通帳に入ったお金を不正流用したんですから。ですから、町はこの個人に対して云々ということじゃなく、これ私再三言っているんです。

でも、特別委員会の中では、町長が出したことにに対してそうだそうだということになっているんですけれども、ただ住民は納得していません。私もいろいろこの件に関しては話をさせてもらっていますが、いろいろな御意見があります。ここで一人一人出しませんけれども。

やはり誰が考えても、法にのっとったやり方をしていけないためにこういう問題が起きてくるということですか。その辺いかがでしょうか。やはり私とすればいまだに納得いかない。なぜ、対策協議会に町が交付規則にのっとってやらなかったのかということをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 三浦議員の御質問、何ゆえ、補助金等交付規則に基づくとすれば補助金の交付決定を取り消した上で協議会に返還を命ずるべきではなかったのかという御質問と認識してございますが、これまでも特別委員会等の際にも御説明をさし上げておりますけれども、損害についてどういった形で手続を踏んで求めるべきかというのは、我々も法

律家等といろいろと相談をさせていただきました。

その結論といたしましては、補助金の交付申請に至る行為が法律に照らせばそもそも無効であるといった整理になりまして、関係する法律について申し上げれば、いわゆる公序良俗に反するといった行為については民法の90条で無効であります。

また、仮に民法の90条で検討しないまでも、これまでも申し上げてございますが、協議会の意思を通じず行った行為でございますので、民法上もいわゆる無権代理としてその手続自体が無効だと。

したがって、民法によって無効とされる行為に基づくものについて、補助金等交付規則で取り消すというのは適当でないと、整理でこれまで進めてきたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） その前に、先日の議会でしたか、私、何の案件でしたかちょっと記憶が薄れているんですが、この議場の中で、岩淵課長が一番法律に詳しいという発言をしましたんです。もっと詳しい方がうちの局長であるということを言いそびれまして、追加でお話をさせておきます。大変失礼いたしました。削除とか訂正ではないんです。追加で話をさせていただきます。

では、質問に戻りますが、内部調査の報告、職員の方々で関係しなかったのは、先ほども話しましたように、随分、監査委員による監査において不適正処理とか改善点の指摘があったにもかかわらず、真摯に受け止めることなく改善しなかったという監査委員からの指摘です。町長も、6月21日の全員協議会、先ほど話しました全員協議会の中で、監査で3回指摘されたことを改善していればこのような問題は起きなかったという発言をしております。総務課長は、内部統制が取れていなかったというお話でしたので。町長は監査で3回指摘されたことを改善すればよかったということなんですが、指摘されていたことを事件前に分かっていたのか、事件発覚後に分かっていたのか、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは後になって分かりました。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） だと思います。そこなんです。誰が出て、監査委員が監査を出しているのか。前にもちょっとお話ししました。これは全職員にも言っているんです。監査の指摘事項、意見とかというのをどう捉えているんだという話をさせてもらいました。そこなんです。これ、ちなみに3回のうち1回は私が監査委員でした。それだけ古いんです。私は、そのと

きはもう出していますから、改善したものと思っているわけです。その任期もなくなりましたので。やっぱり大事なことなんです、大事なこと。監査委員はだてに意見出しているわけじゃない、報告しているわけじゃないので。

町長、発覚して監査委員は見ていたか、見ていないかということ調べたわけだ。監査委員がこの件について指摘しているか、していないというのをすぐ確認したでしょう。監査委員も指摘していなければ、ああ、俺の責任も何ぼが逃れられるなど思ったんじゃないの。私だったらそうです。残念ながら3件も指摘しているんです。逃れられないんです。今後、監査委員の報告書、意見書というのを十分にやっていただきたいというか、真摯に受け止めてやっていかなければ、こういう事件は常に起こるといふことでもあります。

内容ですけれども、内部調査の内容の中でも、審議であるべき決裁が単なる回覧になっていると。審議、審査して、よく見て確認して判こをつくるのが決裁なんだけれども、ただ単に回覧をしているだけだったという意見書なんです、調査報告書だ。内部情報というのは。

そこでお聞きしたいのは、この決裁するに当たっての、ただ作ればいいわけじゃないんです。よく見なさいよとかいろいろ規定はあるかと思うんですけれども、そういうのは法的にはどういうふうな文言になっているのか、それをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 本町の町長の事務部局の決裁という手続でありますれば、事務決裁規程という内容に基づいて行わせていただいております。（「中身」の声あり）

事務決裁規程、具体について申し上げさせていただきますと、そもそも決裁をするに当たっての基本的な考え方等については、議員御承知のとおり地方自治法ですとか、あるいは本町の服務規程等に基づいていわゆる服務といったもの全般については定められておまして、ただいま申し上げました事務決裁規程におきましては、いわゆる決裁権者の範囲、権限を有する職員等について定めてございます。

また、加えまして、例えば、専決権限を課長が有するとしましても、疑義のある等の事案については、上司に報告して上司の決定判断をいただくといったこと等について具体を定めているといったこととございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 法律ですから難しく考えてしまうんですけれども、要は、与えられている職責というものをよく理解をして、責任を持って判こをつけようということだ。だそうです、町長。忙しいのは分かるんです。でも、何かあったらあなたの責任なんですから、全て、

最終的には。だから、忙しいことを語っていないで、判こですから、決裁ですから、それに基づいて動くわけですから、それを十分に理解して業務に当たっていただきたいと思います。
終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で三浦清人君の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時57分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

行政管理課長、保健福祉課長が退席しております。

一般質問を続行します。

通告2番、阿部司君。質問件名、1、相続登記義務化に対する町の対応について、2、治水施設や河川の管理について、以上2件について阿部司君の登壇発言を許します。阿部司君。

〔2番 阿部 司君 登壇〕

○2番（阿部 司君） 御苦労さまでございます。

ただいま、議長より登壇して質問する許可を得ましたので質問をさせていただきます。

今回の質問件名でございますが、相続登記義務化に対する町の対応についてという内容でございます。

質問の相手方は町長とさせていただきます。

内容でございますが、相続登記がなされないことで、土地、建物の所有者が特定できず有効な土地利用ができないということが社会的な問題になっております。こうした状況を鑑み、相続の義務化が国会で決定され施行日が差し迫りつつありますが、当町においては、このような制度変更から予想される諸問題に対しどう対応するのか、以下の点を伺います。

1点目、当町における現時点での相続未登記者の件数と状況について。

2点目、高齢者世帯等への相続登記義務化の周知と対応について。

以上2点でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、阿部司議員の御質問にお答えをいたします。

令和4年度固定資産課税台帳で把握した土地の相続未登記者数は、所有者5,853人中1,266人、筆数では全6万2,556筆中5,942筆となっております。家屋につきましては全登記者数3,046人

中248人、棟数では4,341棟中364棟が未登記ということになっております。

2つ目の御質問である周知と対応についてであります。この新しい制度が円滑に実施されるには、徹底した周知広報が極めて重要だと認識をしております。国と連携を密にし、当町といたしましても、ホームページ、広報への掲載のほか、固定資産税納税通知書に相続登記の義務化に関するチラシを同封するなどして周知を図ってまいりたいと思います。

令和3年4月に民法と不動産登記法が改正され、これまで任意とされてきた相続を原因とした所有権移転登記が義務化、令和6年4月から施行されます。この改正に至った背景の1つに、東日本大震災の復興事業において、所有者不明土地が事業の進捗に対し大きな妨げになったことが挙げられます。この所有者不明土地があると、国や自治体では公共用地として買収できず災害対策の工事を進められないなど、問題が発生いたします。民間同士でも、売買ができない、抵当物件として利用できないなどの問題が想定されます。

令和2年度に実施された国土交通省の地籍調査によりますと、国土全体の約24%がこの所有者不明土地となっており、高齢化の進展により今後ますます深刻化が懸念をされております。所有者不明土地問題は、土地の適切な管理、利用を妨げ国土の保全にも関わるものであり、将来へ先送りできない問題と捉えております。

今後、町が行う防災・減災対策などの公共事業においても、事業の遅れは住民の安全・安心な暮らしの妨げになるなどが想定されますので、個人、法人に対し制度の周知を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

件数は未登記が1,266件ということでございますが、南三陸町が合併して17年ぐらいになると思うんですけれども、この大まかな未登記の推移状況はお分かりでしょうか。概略的なことで結構です。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） ただいま町長が答弁申し上げました件数につきましては、令和4年度の課税の状況において把握した件数でありまして、それ以前については把握しておりませんので、その推移というものについては分からないと。

ただ、相続未登記というのは、所有者が亡くなったことによって発生することですので、徐々に増えているというようなところは想定されるところであります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番(阿部 司君) そうすると、去年現在で把握しているということでそれ以前のことは分かりかねるとするのは、固定化している内容を分かりかねるといことですか。いわゆる方には、10年以上のものはおおよそこのぐらいあるでしょうというような、そういうことも分かりかねると。分かりません。

それでは、質問を続けさせていただきますけれども、相続登記が進行していない要因というのはどのようなことが原因なのか。私は、国が義務化にしていなから固定化しているんですというようなことは当然私も知っているんですけども、それ以外についてどのように考えられているでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) まず、法律の改正前は、当然のごとく義務化されておりませんので登記をまずしないということが1点。

それから、相続しますと地方のほうは土地が安いんです。そうしますと、時間と費用をかけてまで相続登記をしようと思わないという傾向が強いということが2つ目。

それから、相続が発生した後に、遺産分割協議などを行わない間に被相続人が亡くなるなどして相続がさらに発生して権利関係が複雑になるということがあって、なかなか登記が進まないということがありました。

したがって、そういった問題を改善するために令和9年の法律改正ということに至ったということだと思います。

○議長(星 喜美男君) 阿部司君。

○2番(阿部 司君) そのとおりだと思うんですけども、相続というのは、人生の引継書みたいなものだとは私は思っております。引継書は内示もらわないとそういう気持ちにならないもので、なかなかその内示というのが自分でどの時点かというのは個人個人皆違うと思えます。なかなかそういうことが義務化になっていないからこういうふうになってきたんでしょうけれども、それは今お話しされているように、相続とはどのぐらい手間がかかって、どのぐらいお金がかかるのか、そして誰に相談したらいいのかという疑問があると思うんですけども、この件についてどういうふうを考えているのでしょうか。これからの対応。今のまんまでいわゆる周知するということが必要だと思うんですけども、その段取りとしてどういうことを想定しながら進めていくのかという、その辺お聞きしたいと思います。

○議長(星 喜美男君) 町民税務課長。

○町民税務課長(佐藤正文君) まず、登記に関して申し上げれば、相続登記は相続人が自ら行

うというのは通常あるんですけども、自らなかなか専門的な知識ができないというところで司法書士などに依頼するというケースがございます。民事の話でもありますので、行政的にそれにサポートできるかと申しますと、なかなかそういったところまではできかねるところで、一番は司法書士であるとか弁護士さんであるとかそういった方に相談されるというケースはあります。

なかなか相続が簡単にはできない事例といたしましては、年数がたってしまうと、先ほど町長が申し上げた相続人が増えてしまってそれを追跡するのに時間を要するとか、そういった複雑になるケースが、おおよそそういった相談に行くケースになるのかなあというところであります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 相続は、普通、本当の人生の晩年になってやるんでしょうけれども、そうすると大体70代、80代くらいだと思います。そういう方が亡くなる時に相続になるんでしょうけれども、そうすると、未登記の場合は約2割ぐらいかな、約20%ぐらい現在あるということなんですけれども、ややもすると自分の親の代の名義でまだの人が相当いるということもあり得ると思うんです。

先ほど、固定化10年以上どのぐらいありますかと、ちょっと把握していませんという、それはそれで結構なんですけれども、そうなってくると、いわゆる当時の所有者というのは年齢から考えると90歳とかそれぐらいになると思うんです。そういう方たちの平均的な兄弟の人数とか、さらに現在まだ生存かどうかと、かなり私は複雑化してくると思うんです。7人、8人ぐらいの兄弟がいて、かつてのいわゆる祖父母になるんでしょうけれども、そういう人の名義になっていた場合は、ややもすると子供さんも亡くなって孫の代になっている可能性もあるんです。そうすると、相続が20人、30人ぐらいの該当者が出てくると思うんです。そうすると、かなりの手間を要すると思うんです。

国では義務化だと、これは国が一般の国民に対してやるよということなんですけど、果たしてそれが、若い人は恐らく周知すればほとんどの人が対応すると思うんです。ただし、じゃあ高齢世帯はどうなんでしょう。こういう方への周知というのは、私は、国対個人でいいんだらうか、周知でそれでいいんでしょうかという疑問があるんです。どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、孫の代というお話がありましたけど、東日本大震災で我々、高台移転

をしました。山を買収して造成工事を入れなきゃならなかった。当時、用地を取得する係が用地係、用地課というのがありまして、用地課の方々がそういった買収に入ったんですが、基本、今お話にあったように登記されていない土地というのが非常に多かった。いわゆるもう明治時代の方の名義になっているとか。その下にいて、その下にいて、その下に、どんどん相続人が増えていくということで、日本の法律上はすべからず全員の皆さんの許可、印鑑をもらわなきゃならないということでしたので、これは全国に散らばっていました。したがって、用地課の皆さん方は、もう全国に行って判こをもらいながら何とか用地買収に努めたという経緯がございます。

それともう1つ苦戦したのは、都会に住んでいる方々が、こちらの土地が安いですよ、山ですから。ところが、都会にいる方々はそんな安い金で判こなんかつけないという話になるんです。そういうようなこともいちいち説明をしながら全国を回って判こをついてもらったという経緯がございまして、相続登記をされていない土地を取得するということの難しさというのを東日本大震災でとくと嫌というほど思い知らされました。

たまたま、先ほども申しましたように、東日本大震災を契機にこの相続の関係の考え方を変えようと、制度を変えようということで始まって、ちょうどタイミングがいいといえますか、私、4年前に宮城県町村会の会長をやって、その後に全国町村会の行政委員長というのを任命仰せつかったんです。そのときに、一番最初に取り扱った問題がこの問題なんです。ちょうど委員長がそういう大変な思いを経験しているので、ぜひ国のほうに陳述の要員としてお話をしてくれということでお話しした経緯があるんです。

そこからどンドン法律が変わってきたというのがございまして、そういう意味におきましては、そういった苦労を次の世代の方々はしないということも含めて、こういった法律改正になったと認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 高齢者に周知するべきでないかという御意見だと思うんですけども、町でやっていることにつきましては、さきに町長が答弁したとおり固定資産税の納税通知書の送付に合わせて周知をしたいと。その考えの1つには、登記されていない方であっても、その納税義務を継承するという意味では現の所有者という扱いで固定資産税上は捉えています。それは大多数が相続人に当たる方がそういった義務を負っているというところでもありますので、高齢者だけに限らず、そういった現の所有者として登記されていない納税義務者、こういった方々に直接そういった周知をしながら登記を促すというような方法で考

えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 今、高齢者という話が出ましたけれども、周知は全町民が適当かなと思うんですが、それでやはり相続問題、代も変われば当然会ったこともない人への周知、いわゆる遺産分割協議書の判こくくださいと言っても、なかなか現実的には先ほど町長がお話しされたように難しいというのは、現実的なことだと思うんです。

でも、この状況が来年の4月1日から実質施行されると。それぐらいならまだしもいいんですけれども、これに行政罰の過料金を課すということが出ています。いわゆる分かっている相続しない者に対しては10万円の罰金を科しますよと。それだけじゃないんです。さらに、いわゆる住所変更して、登記している住所からさらに別なところに住所を移動して、その住所も変更していなかったらば5万円罰金貸しますよ、取りたい放題ですけれども、10万円、5万円と。それが、その住所変更は令和8年の4月の28日かな、今3年後ですけれども、これももう本決まりです。それが期日をもって差し迫りつつあるんですけれども、実質今のまんまでいくと町民がどう対応するのかと、私の疑問なんです。

それでですけれども、どうなのかな、1つの提案なんですけれども、専門業者にいわゆる話合いを持ってもらわなくちゃならないんですけれども、そういう専門業者にいわゆる無料相談所というものを開設してもらったらどうでしょうか。いわゆる行政が間に立って依頼するようになるんだと思うんですけれども、これは南三陸町だけの問題じゃなく日本全部適用されることですから、やはり今の時点でそれを早めに処理していかないとかなりの問題になってくると思うんです。時間の問題だと思うんです。この無料相談所ということについて、どういうふうなお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それをなりわいとしている職業がありながら、それを町が無料でというところについては、なかなか難しいかなというところが1つあります。

ただ、それは権利に関わる問題でありまして、町がこういう方法で登記しなさいとか、そういったことができるわけもないというところでありまして、議員が御心配なところは、この法律が施行されて3年以内に登記しなければ過料が科せられるかもしれないというところがあります。もう一つ、救済ではないんですけれども、なかなか3年の間に登記に至らないと、相続財産分割協議がスムーズにいかない、そういったことで3年経過してしまうというような場合にあっては、相続に申告登記というものもありまして、それによって私は相続人

の1人でありますということ登記することによって、その過料の対象から外れるというところもありますので、それはそれぞれの相続人が判断して行うべきであります、そういった情報も併せて周知しながら、登記を促していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 相続仮登記はあくまでも仮登記で、本当の相続ではありません。それも私も承知しておりますけれども、やはりいずれ問題になります。そのままずっと仮登記のままにしておくということもできませんので、そうなってくると、やはり徐々にこれ整理していかないと、どんどんどんどんたまる一方なんです。

私は、相続問題というのは今この町が抱えているいわゆる過疎化とかそれから人口減少、少子化、いろいろな問題がある。簡単に言えば地方創生の問題ですけれども、こういうものの対策としては、私は産業振興と経済活性化だと思うんです。経済活性化のいわゆる足かせになっているのがこの相続問題だと思うんです。これをスムーズに解消していかないと、いつまでたっても発展性というのはおぼつかないと思うんです。

今言った専門業者で云々かんぬんというのは、それも利権もいろいろあります。それもあるんですが、一般の相続する方は70代、80代、場合によっては90代の方もいると思うんですけれども、そういう人が法テラスとかに行って相談をするというのは、私は考えにくいと思うんです。当然、中にはいると思います。思うんですが、そうだったらば、ある程度どこかを設定してそこには相談できるような場所があったら、これこれ相続というのはどういうふうなものなのか、どのぐらいのお金がかかるものなのか。私は、相続なんていうのは、普通の司法書士だと10万円ぐらいが相場だと思っているんです、大体。それほどかかるものじゃないです。それから、相続税とかそういうのもほとんど変わりません。実際の相続税が課せられるのは8.5%です。ほんの一握りです。それを勘違いして、70代、80代の方は相続するとお金がかかるものだと思っているんです。そんなに堅苦しく考える必要はないと思うんです。それを教えてくれる人が必要なんです。でないと、これが整理していかないとと思うんです。

どうでしょう、この考え。難しいものは難しいと思うんですけれども、検討の余地はどのようなものでしょう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 相続登記をされている方の大多数は司法書士に依頼しているというケースがありまして、それは恐らく相続人みんな周知のことであると考えます。ただ、複雑なのは、相続人がそろわないであるとか、そういったいろいろな阻害要因が発生するケ

ースが難しいというところでありまして、ですから相続登記に困っているというのは、相続のやり方であるとかそういったことではなくて、単に相続人に関する条件がそろわないというところに悩んでいるケースがあります。

ですので、今、議員が専門の相談所を持つというところではありますが、それについて仮にあったとしても、いずれ司法書士さんに相談、自分でできなければ相談すべきですねというところになってしまうのかなど。

それから、現に今採用しているところでは、民事、家事の相談という窓口、保健福祉課担当になりますが、そこで相談を受けているところも現にはあります。そういったところも活用しながら、相続の悩みについては対応していけたらというところでもあります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） なかなか難しいでありますね。私は、それほど難しいことではないのかなと思うんですけれども、去年の11月の末頃だったかな、たしか自筆証書遺言なんていうのが回覧で回ってきましたけれども、ああいう遺言書でも1通あれば、ほとんどこれからの問題は解決すると思うんです。3,900円ぐらいの保管料取られますけれども。ああいうのを1つ、行政の回覧と一緒に回ってきたんですけれども、それほどあれに対応した人は恐らくいないと思うんです。恐らく言っている内容は分かると思うんですけれども、勇気を持って自分が今抱えている問題があるからって、恐らくあれに気仙沼法務局の支局から電話かけて対応するなんていうのは、そういう方はなかなか珍しいと思うんです。やはりそういうのを教えてくれる、垣根をいわゆる下げて話しやすい場を設けることが必要なんじゃないかなと思うんです。それほど難しいことではないと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） これから1年後にそういったところの施行が迫っているというところではありますが、徐々に相続登記に関する知識を町民に知らせていって、期限である3年以内にスムーズに登記が進められたり、あるいは先ほど申し上げました一旦相続人申告登記をされて時間をかけて解決されるなど、そういったところで進めていただくための努力を町としては幾らかでも、法務局からの依頼もございますので努力していきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 今、法務局という話が出ましたけれども、法務局の依頼で今の問題というのはどの程度まで協力要請、口頭でもいいんですけれども、文書通達でもいいですけれども、どの程度まで入ってきているんでしょう。行政としてこういうことの協力をお願いしま

すというような、そういう要請というか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 法務局からは、法律の成立に合わせて周知をしてほしいというところは去年も入っております。それから、先月ですけれども、法務局のほうから相続登記申請の義務化に関する周知と、あるいは広報について依頼が直接文書でございますし、それに対してどのような方法で考えているかというところの回答もしているところであります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） その中ではどうでしょう、行政から聞くのはちょっと的外れかもしれませんが、いわゆる行政対国民の話なんですけれども、国では説明会とかそういうものをするという心構えなんですか、この現状の大きな問題に対して。ただ、法を課すと、いわゆる法でもってやるよ、10万円なり5万円を科すよということで、それで終わりなんですか。行政、それに対して、例えば、案内文を1つもらえば我々は講話を開くよという要請というのが、話でもいいんですけれども、あるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、チラシなどについては、法務局の名前が入って問合せ番号が入っているものを使ってくださいというところがありますので、それを配布すれば法務局が対応するというところに直接なります。

それから、場合によっては、町が開催する住民向けの説明会やそういった機会に合わせて法務局の職員が出向いて、そこで説明を加えるということもできるというような内容の通知が入っておりますので、これは今までやっていないところをこれからやるというところが入りますので、徐々にそういった回数は出てくるとは考えられます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） その答えを聞いて安心しました。実は、いわゆる国への働きかけをすればそういう要望に応じますということですね。まだやったことはないけれども、こちらから打診すれば反応して何なりの講習会を開きますよと。

それがもし来ているんだっただらば、急いでやったほうがいいと思います。やはり知らない町民が圧倒的に多いと思います。具体的に今言った10万円とか5万円なんていうのは、恐らく分からないでしょう。結婚して名前変更している、それを届出しなくても5万円の罰金ですから、これは大変なことです。いちいち法務局に、今はオンラインで申請というようなこともできるんですけれども、そこまでやる人なんて本当に若い人だけです。70代、80代の方が

そんなことなんかできるわけないです。悪いんですけども。

だから、こういうのをやはり講習会なんなり開いて周知するのは、今の現段階の課題のワンステップじゃないかなと思うんです。それはやっていただけるでしょうか、早期に。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） なかなか早期に実現というところには至らないかもしれませんが、1つはこれ仙台法務局、仙台的ほうからの通知でありまして、気仙沼支局であるとかそういういったところが具体的に動けるとか、そういう情報がない中での話ですので、今後、そういういった依頼の中身を確認しつつ機会を捉えて行っていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 南三陸町だけの問題じゃなく、各自治体みんな全部統一で一斉に行きますので、できるだけ具体化に進めて対応していただきたいと思います。

それで、1問目の質問は私は終わりたいと思います。

次の2点目でございますが、2点目といたしまして、件名が治水施設や河川の管理についてという内容でございます。

質問は、引き続き町長とさせていただきます。

内容でございますが、近年頻発する大雨災害により洪水や土砂災害が全国的に多発しておりますが、当町における治水施設及び河川に関し、次の点についてお伺いします。

1点目、砂防ダム、治山ダムの現状調査の結果について。

2点目、調査結果等を踏まえた今後の治水計画、河川の管理の考え方について。

以上2点でございます。よろしく対応方お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問であります砂防ダム、治山ダムの現況調査の結果ですが、まず砂防ダムについては、町内に33基設置されております。宮城県において管理をしているということは御承知のことだと思います。当該施設の点検調査は平成24年度に実施されました。いずれの施設も、早急に修繕を要する施設はないといった結果が得られております。

砂防ダムは、おおむね10年ごとに詳細な施設の点検調査を行うこととされており、次回は令和6年度に実施する予定とのことでありますが、大雨等の異常気象時は、その都度、巡回点検を実施しておりまして、現時点で機能上問題が生じている箇所はないと伺っております。

また、治水施設である払川ダムについても、宮城県において定期点検等が実施され、異常箇

所は確認されてございません。

治山ダムについては、町内に66基が設置をされております。砂防ダム同様に宮城県が管理をしています。例年、宮城県における調査が実施されておりました。今年度は、歌津弘川地内の臼転沢で治山ダム2基の新設事業が実施されております。令和5年度事業としては、同じく臼転沢で2基の治山ダム新設事業を実施する予定となっております。次年度以降につきましても、関係機関と協議をしながら引き続き事業の実施を要望し、森林の保護に努めてまいりたいと思っております。

続いて、2点目の御質問、調査結果等を踏まえた今後の治水計画、河川管理の考え方についてですが、県管理の各ダムについては、引き続き管理状況等の情報を県と共有するなど、適正な治水事業の進捗に対し、連携して対応してまいりたいと思っております。

また、河川管理については、近年頻発する異常気象による大雨、洪水等に備えるべく既存施設の適切な維持管理を徹底していくことはもとより、令和4年7月に発生した豪雨災害で被災した箇所早期復旧や河川内に堆積した土砂の撤去等を宮城県と連携しながら緊急かつ集中的に実施をし、引き続き防災・減災に向けた機能向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

一応、私の議員になって初めて一般質問したのがこの内容でございまして、令和3年12月7日の一般質問で、どういうふうな状況かということをお求めた質問したならば、令和4年で巡回調査しますということの答弁いただいて、私の記憶も鮮明でございます。ありがとうございます。

補修とかそういうのも点検したという話でございしますが、一応、ダムは砂防ダム33基、それから治山ダムが66基で治水ダムが計100基というのは前の質問で私も把握しておりますが、このダム、砂防ダムで16基、それから治山ダムで29基、これ合わせた数が45基ということなんですけれども、昭和30年代と40年代に建設したダムでございまして。耐用年数からいうともうそろそろなんですけれども、このダムを補修しましたということなんですけれども、当時の県の話をお伺いすると中に鉄筋入っていないんですというようなことで、耐用年数が幅ありますけれども、50年から100年ぐらもちますというような話なんですけれども、私は、これについて耐用年数をそのまま適用させていいのかわかりませんが、ちょっと疑問に思うところもあるんですけれども、45基あるんですけれども、令和4年度でいわゆる増設した、新たに耐用年数を迎えるものが増設し

たという実績とかはありますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 増設ということですが、今、手持ちの資料で大変あれですが、今の砂防ダムに関してお話をさせていただきますと、直近で一番新しいのは平成8年に造られたものが最新のものという、今手持ちの資料として御説明させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 45基、耐用年数を迎つつあるのがあるんですけども、これ私もさらっと県のほうから伺ったんですけども、1基造るのに幾らぐらいお金かかりますということを知ったら、約2,000万円ぐらいでしょうということを受けました。耐用年数からいうと、45基あるんですが、これ45基、いつ頃になったらいわゆる増設するというか改築するというか、そういう話とか計画とかというのはお聞きしたことがありますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） これ砂防ダム、治山ダムに関して両方に言えることですが、先ほど議員もおっしゃっていましたように、耐用年数は50年から100年と随分倍も違うよねということですが、これはやはり置かれた状況等によって変わってくるものと考えておりますので、こういった50年から100年という大分幅のある耐用年数ということですが、多分、今、議員おっしゃっているのは、50年を過ぎたので耐用年数で造り替えなくていいのというお話かとちょっと解釈をさせていただきますが、必ずしも50年を過ぎたので直さなければいけないというものではなくて、そのために県のほうでは、おおむねでございますが、10年に一度、先ほど町長答弁にもありましたように平成24年にやりまして、直近ですと令和6年にまた再度点検をする予定だということですが、前回の点検の結果、若干の変状等は見られる部分はあるというものの、機能に問題はないと。要は、補修等も必要性はないということで診断結果が出ているということですので、今後行われる令和6年の点検結果をもってどういった判断が下されるのかということでは、その辺は町としても注視していきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

最近、大雨が頻繁に起きてきているんですけども、1975年から45年後の2020年のこの45年間の間に降水量が毎年どういうふうになっているのかというそれをグラフ化したものがあるらしくて、5年間の平均を毎年グラフにしているのが、当時、1975年には3時間で130ミリ以

上の雨が降った場合、集中豪雨という表現をしているらしいんですが、その集中豪雨が発生した回数が31年間に31.5回あったということです。それが2020年には67.7回、5年平均ですと見ると。そうすると、2.2倍に増えているんです。毎年増えてきているんです。

何かというと、地球温暖化でしょうね。いわゆる海面の温度が上がって水蒸気が発生して、それでもって積乱雲が出てきて線状降水帯が起きると。それで集中豪雨が降るということになるんですけれども、それが多発化してますよということなんです。

何が言いたくてこれを出したかということ、いわゆる集中豪雨が当地域に降った場合、今のまんまで対応し切れるかどうか、その辺ちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、1つ最初にちょっとお話をさせていただきたいのは、砂防ダム、治山ダムにつきましては、洪水に対応するものではございません。ので、確かに議員おっしゃるように、近年は温暖化の影響で大雨等が多くなっているというのは承知してございますが、砂防ダム、治山ダムに関しましては、ですから水を止めるという目的ではございませんで、若干ちょっと砂防ダムと治山ダムの位置づけの違いは議員も御承知のとおりだとは思いますが、土砂を止めるというのが目的でございまして、これと全く関係ないわけではなくて、確かに降水量が多くなると可能性が高まるというのは認識をしておりますが、砂防ダム、治山ダム共に背後の流れ出るだろうという土砂量を、計算上の話ですが基準がございまして、それに基づいて計算をしまして、それに見合うものをそれぞれ造っているということでございまして、近年の豪雨に必ず耐えられるのかという御質問でございしますが、ちょっとなかなか私の中ではお答えし切れない部分もありますので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

全くそうだと思いますけれども、いわゆる治山ダム、砂防ダム、土砂をなんです。いわゆる山の土を遮るんですよと、あるいは瓦れきを遮るんですよと、それが治山ダム、砂防ダムの役目です。そういうのは私も当然知っております。知っておりますが、今の50年くらい前のダムが建設されているのが、もう治山ダム、砂防ダムとしては、いわゆる土砂を遮るような状態、平らな状態になったのが、それで役目は終えたということになるとと思います、水だけじゃなく。大雨が降った場合は越えるから、役目が違うんでしょうと。

だから、下に流れるのはしょうがないけれども、それはそれとして用途が違うんですという

のは分かるんですけども、やはり新しいものを治山ダムであろうが砂防ダムであろうが、それを造った場合、それは治水になるんです。最初は治水で、それが年月を追うごとに治山ダムになり砂防ダムになるわけです。最初から土砂が崩れてそれを遮るだけの目的ではないわけです。

私が何を言いたいかというと、毎年、いわゆる発生、それは大雨洪水が頻繁に起きてくるんですけども、下流のほうは被害出ました。それで、そういう状況を見て土砂、いわゆる治山ダムの目的、砂防ダムは砂防ダムの目的だからしょうがないんですでは、これからの対応というのはちょっと難しいんじゃないかなと。また同じような現象起きたらどうするんでしょうかねと。それをちょっと聞きたいんです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございますが、確かに大義の意味で、大きな雨が降って土砂が崩れたり地山が崩れたりといった大きな意味合いから捉えると治水という考え方もあろうかと思いますが、そもそも先ほども申し上げましたが、治山ダム、砂防ダムの目的は土砂を止めることが目的でございます、治水のために造っているわけではないというのは、これもう一度、申し訳ございませんが御認識をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 私のほうから、治山ダムの件でちょっと補足でお話しさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、当然、豪雨災害というのが近年頻発して雨量も多くなってきているという中で、治山ダムの機能については建設課長お話しされたとおりでなんですけれども、ただ懸念しているのは、伐採等での流木が治山ダムを越えて下流まで流れてきて被害を及ぼすというところが、近年やっぱり豪雨災害の頻発によって起きているということの認識はありますので、そこは業者等に町のほうから、溪流沿いの沢沿いで切った木をそのままにしておかないようにといった啓発といいますか指導ということは引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

全くそうだと思いますけれども、やはり伐採した木が流木となって、当然、木は軽いから水に流れて下に下がると、それが弊害になっているというようなことでございますと、私もある程度知っております。

そうだと思いますが、堆積物としてたまっただけの話のほうに移りたいと思いますけれども、やはり土砂災害なりなんなりという、毎年のように当然雨が降りますから、それが6月、7月、梅雨時期あるいは10月の台風シーズンということで集中して降ってくると被害も大きくなるということですが、やはり堆積物がたまって川が狭くなると水位が上がります。水位が上がるということは、流水の速度が早まるということで被害が大きくなるということです。これ川の拡幅あるいは河川の底上げも必要かなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 河川につきましては、今年度も今、ちょっとすみません、いろいろ手続の関係でついこの間発注したばかりでございますが、町管理の河川につきましては今年度もしゅんせつということで、全部の河川ではございませんが、一定量以上たまっているものについては、やはり議員おっしゃるように流れを阻害したりということもございますので、しゅんせつをこれから行うということでございます。

あと来年度につきましても、また同じように何河川かちょっとたまっているところございますので、そちらのほう調査をしまして、調査後にまた浚渫債ということで、そちらのほうの事業のほうを要望してまいりたいと思います。

あと県河川におきましては、今年度ちょっとたしか実施されておりましたが、3年度、あとは5年度におきましても、またしゅんせつ等の予定をされているということでございますので、なかなか川幅を広げるといふ話になりますと、いろいろ河川法の問題であったり、あとは周辺の土地の問題であったりということでもいろいろ調整が必要になってまいりますが、とにかく今ある現状の河川を適切に維持管理するという意味合いで、しゅんせつを今のところ県、町とも計画をしているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

やはり毎年、何回も同じようなことを聞きますけれども、頻繁に災害が大きくなっていると、自然災害の今言った降水量が増加してきているということも現実でございますので、できるだけ県への要望、できればダムも1年に1基ぐらいは増設してもらいたいということと、それから、ダムが不可能だったら、貯水池とか農業のほうのいわゆるため池とかいろいろあるんでしょうから、そういうのの協力体制とかの呼びかけも必要かなと思います。

それと、昨年春だったか、防災マップを全町民に配付したんでしょけれども、そういう

ものの有効活用、いわゆる各家庭で家庭内に貼って安全確認を注意してもらおうという啓蒙活動、そういうことなんかもこれからお願いしたいなと思っております。間近になった梅雨時期とかそうなれば、もう当然、今、意識するようになると思いますけれども、ちょっと早めの周知、啓蒙活動をしたほうがいいと思います。

質問はありません。

○議長（星 喜美男君） 答弁よろしいですか。

○2番（阿部 司君） はい。一応、これで私の一般質問は終わりとさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で阿部司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町民税務課長、農林水産課長、建設課長が退席しております。

一般質問を続行します。

通告3番、須藤清孝君。質問件名、1、地域連携型中高一貫教育の現状と課題について、2、志津川中学校の事案から見えた課題は、以上2件について、須藤清孝君の登壇発言を許します。4番須藤清孝君。

〔4番 須藤清孝君 登壇〕

○4番（須藤清孝君） ただいま議長の許可をいただきましたので、壇上より地域連携型中高一貫教育の現状と課題について、教育長に質問させていただきます。

志津川中学校、歌津中学校と、校名を新たにスタートする南三陸高校で行われている地域連携型中高一貫教育であります。長期間にわたる取組の中で様々な成果が見られると理解するところであります。

現在、町で取り組んでいる高校の魅力化事業により、新たな形の連携や教育活動の構築を目指すところであると推察することから、中高一貫教育の現状と課題について伺うものであります。

まず、基礎学力向上関係事業について。

2点目は、個性の伸長関係事業で得られた成果と課題。

3点目として、高校のコミュニティースクールとの関わり。

4点目、南三陸高校を志望する生徒数の維持や増加について。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） よろしく申し上げます。

須藤清孝議員の御質問の1件目、地域連携型中高一貫教育の現状と課題についてお答えいたします。

まず、1点目の御質問、基礎学力向上関係事業における基本的な考え方と2点目の御質問、個性の伸長関係事業で得られた成果と課題は、関連がございますのでまとめてお答えいたします。

御質問中の基礎学力向上関係事業と個性の伸長関係事業は、学習指導要領の改訂に伴い事業計画の見直しが図られ、現在は18ある事業が主体性、社会性、地域性の3つにカテゴライズされております。今回は、それらの事業の中から学力向上に関する事業と個性の伸長に関する事業についてお答えいたします。

学力向上に関する事業として、中高乗り入れ授業、中高相互授業参観、中高合同教科等研究会などを実施しております。その中でも中高乗り入れ授業については、20年目を迎える地域連携型中高一貫教育の初年度から実施されている授業であり、今年度も、志津川中3年生、歌津中2、3年生を対象に、数学、英語で実施されております。これらの事業を実施することで、生徒の学習意欲向上と中高の先生方の授業力向上が図られるものと考えております。

個性の伸長に関する事業としては、志津川高校見学会、中高防災避難訓練、中高探究活動などがございます。志津川高校見学会では、志津川中と歌津中の2年生が授業や部活動を見学し、参加した中学生にとっては、卒業後の進路について考えるよい機会となったと考えております。

また、中高防災避難訓練では、志津川高校の防災クラブのメンバーが志津川中学校の避難所運営訓練に参加し中高の交流を深めるなど、参加した生徒にとっては自らを見つめ将来について考えるよい機会になったと考えております。

中高探究活動は、コロナの影響により残念ながら実施することができませんでしたが、先日行われた推進協議会の中で、来年度は総合的な学習の時間等を利用し探究活動、探求学習の成果を中高で互いに発表し合い学習内容を共有することで、探求へのさらなる意欲が喚起されるような場を設定してみたいという案も出されておりました。

今後も、中高で連携しながら生徒一人一人の自己実現の一助となるような事業を展開してい

きたいと考えております。

次に、3点目の御質問、高校のコミュニティースクールとの関わり方についてはお答えいたします。

議員御承知のとおり、先行導入していた入谷小、伊里前小に加え、来年度から町内全ての小学校、中学校でコミュニティースクールがスタートいたします。昨年度、県内の公立高等学校としては初めてコミュニティースクールを導入した志津川高等学校を含め、町内の全ての学校がコミュニティースクールとなります。

現在は、子供たちを学校のみならず地域全体で育てるという理念の下、魅力ある学校づくり、地域づくりが求められております。子供は地域の宝でございます。地域として、子供たちの健やかな成長を見守ることができるような各小中高におけるコミュニティースクールの連携についても探ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の御質問、南三陸高校を志望する生徒数の維持や増加についてお答えいたします。

小中学校では、各学年で計画的に進路指導が行われております。中学2年生では、上級学校調べとして、自分の将来を見据え進学してみたい高校や専門学校などについて調べ、進路目標の実現に向けた学習が行われております。先ほどもお答えしたとおり、志津川高校見学会に町内の中学2年生が参加しているのもその一環でございます。進路先を決めるのは、親でも先生でもなく生徒自身でございます。生徒一人一人が将来の姿をイメージしながら、親や先生方等からのアドバイスと上級学校調べ等で知り得た情報から総合的に判断して、中学校卒業後の進路を決めることとなります。

子供たちが、南三陸高校の魅力を感じ、南三陸高校に進学し、自己実現を果たそうとする意欲の醸成こそが南三陸高校への志望につながると考えております。そのためにも、中高が連携した数々の事業の充実と発展に教育委員会としても一層支援してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） それでは、自席から続けて質問させていただきます。

先ほど来、御説明いただきました中高連携型一貫教育、歴史をたどっていけば20年になるうとしております。中学、高校の6年間で継続的に教育を行うということの中で、ある程度ゆとりを持ちながら学べるものも増えてきているんだと解しているんですけども、学びだけではなくて、学習指導要領の改編とともに個性をきちんと生かして自分で道を切り開いていける子供たちを育てていきたいと思いますという流れなんだと思っております。

先ほどの説明ですと、指導要領の中には18項目もあるんだと。今回はその中の2点にちょっと触れさせていただくという形で御理解いただいているようなので、そのとおりに進めたいと思います。

まず初めに、基礎学力向上関係事業、事業ですからあれですけども、取組の実績を伺えば、もう20年ずっと当初からやっていたものがあるんだと。それで、一定の成果は得られているという御説明でした。近年、何度かこの議場でも何度もやり取りはしていると思うんですが、中学校の基礎学力が全国平均に近づいてきているという答弁を何度かいただいております。具体的にどのような取組で成果につながっているのか、まずお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中学校だけではなく小学校を含めてですが、南三陸町のオリジナルというか、南三陸町の小中学校では必ずやりましょうという取組が3つ事業の中ではございます。

1つ目は、目標だとか目当てだとか、そういう授業の仕方の流れについてしっかりと子供たちに示して、今日の目当てはこれですと、さらには自分でここを考えましょう、そしてグループで考えましょうという流れを明確にするということ。

それから、小学校は45分、中学校は50分という時間がありますので、それをしっかりと守って、1単位時間で学びをスタートさせ学びを完結させるという、1時間で1つの授業をしっかりと完結しましょうというのが2つ目。

そして、3つ目は、子供たちの目の前にある黒板、この黒板こそが今日のこの1時間の学びの成果であるということで、黒板をしっかりと、今日の学びはこれだと分かるように構造的に黒板を利用していきましょうという、この3つを小中学校できちんと守っていきましょうということを、校長先生、教頭先生、研究主任等を中心に授業を進めているのが、成果として徐々に上がってきているのではないかなと捉えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） これ学力の話ですのであれですけども、中高の連携授業という部分に関しては、学力の向上に直接的に結びつくというような内容ではない。そういう事例はあるのか、お伺いしたいです。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 全ての授業であったり活動は、子供たちの学びであり学力の成果につながっていくと。ただ、その学力というものが、目に見える学力であったり目に見えない学

力であったり、あるいは知識理解であったり思考力であったりそういう部分だとか、あるいはいわゆるメタ認知と言われているような意欲を持って取り組むとか次はこうしたいという刺激を持つとか、そういう様々なことを考えると、中高で行っている全ての授業が子供たちにとって実のある学びとつながればいいなと思って連携授業等を行っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 目に見える学力と、目に見えない学力と言ったら変ですけども、後で触れる個性の伸長という部分に関しての取組というのは、目に見えない部分の教育長が今おっしゃった心の部分であるとか取組の部分であるとかそういったところだと思うので、ちょっとそれは後回しにしますけれども、今、これ学力だけをちょっと取ってみたときに、平均的な基礎学力は平均に近づいてはきているんだけれども、数学とか英語に関してはちょっとこれ別だと思うんです。思ったほど数字は伸びていないんじゃないかなと私理解しているんですけども、先ほどの答弁ですと、英語と数学の乗り入れ授業を中高の間でやっていますけれども、その成果というのは出ているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） このことについては、確かに出ていると思っております。これは全国学力状況テストをもって、ついでいるとかついていないというところもあるかもしれませんが、様々CRTテストを行うとかそういう別な調査の仕方もございます。

様々な取組があるんですが、全国学力学習状況調査における全国平均には残念ながらまだ届いていない教科も実際はあるんですが、実は仙台市を除く34の県内の市町村の平均というものも出ているんですが、仙台市を除く市町村の平均値からは、今回、国語、数学、理科のテストを行いました、それは平均以上の成績を収めております。

そういう意味では、徐々に上がってきていて全国平均まであともう少しというところではないのかな、そういう先生方の取組、子供たちの頑張りが、これまで言われていた学力はうーんという部分は、今後は、そうではなくてしっかり学力が伸びているという形を子供たちもあるいは保護者も地域の方々も分かっていたいただければありがたいし、分かっていたくような成果を出していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 保護者目線で申しますと、あんまりそういう実感はない。何か駄目、どこをじゃあ満足にするんですかという線引きは難しいんですけども、教育長が成果は出て

いますというので、そこは一定程度理解したいと思います。

ただ、今、南三陸高校、旧志津川高校に進学するのは、大半が志津川中学校出身の生徒さんが多いと思うんです。町の事業で取り組んでいる志翔学舎とかも、設置した当時は進学する人とかにきちんと学びを与える環境みたいなのがメインだったと思うんですけれども、今や基礎学力を高めるコースというのも設置されていると思います。極端に言ったら学び直しをする生徒もいるというのも現状だと思うんですけれども、その辺に関しては、中学校生活での学力の向上という部分にもある程度責任はあると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 小学校、中学校の段階で身につけておくべき基本となる部分についてまだ不十分だという部分につきましては、これは教育委員会、さらには学校の責任があるというのでは責任があることだと思っております。ただ、成績を徐々に身につけさせていこうと努力をしていきながら、子供たちと一緒に学びを進めていく姿勢で現在いるところでございます。

学び直しにつきましては、これは高校としても、ああ、もう少し頑張っしてほしいというような思いで学び直しというものをしているんですが、学び直しというやり方は、志津川高校だけではなくほとんどの高校さんでも、最初に4月の段階で実力テスト等を行って再度子供たちの学力を確認したり、あるいは近年の大学においても学び直し、高校での力がまだもう少しではないかということで、まず入学させておいて大学1年生の段階の教養の部分で学び直しをするという大学も多いと聞いております。

やっぱり学ぶ機会を来ている子供たちに合わせながら、そしてより高みをする授業をしていくというのは、学校教育の中ではよくある取組の仕方ではないのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 学び直しをすることがいいとか悪いとかという話じゃないと思うんです。現に、これちょっと余談になりますけれども、私にも子供が3人おりますが、一番上が高校入ってからようやく勉強を始めました。本当に今どきの子ですよ。ユーチューブとかそういうその神授業と呼ばれるものを自分で取り入れながら、中学の最初のほうから学び直して、そこそそ学力はつきました。そういう姿を、身内の話で申し訳ないんですけれども、実体験として身近なところで見ているので、学び直しはすごくいいことだと思うんです。

高校進学というのは、本人の意思だと、自分の将来に直結する15年間産まれて生きてきて、初めて自分の人生の選択を自分の意思で決めたということも大きな要因にはなっているん

だと思います。勉強だけが全てじゃないんですけれども、でも勉強できるのも、実際は社会に出てからある程度の知識としては必要なものだと思います。この町全体の子供たちを学習指導要領に照らし合わせて育てていくという取組は十分理解はできますが、ひとつ学び直しというものもあえて取り組んでいく姿勢もあってもいいのではないかなと、私は個人的には思っております。

最終的に、教育だけではなくて、じゃあ最終的にどこを目指すんですかみたいに終わりはないんだと思うんですけれども、南三陸町の教育委員会としてはどのあたりを目指しているのでしょうか。具体的なところを教えてくださいたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育委員会といたしましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、いわゆる子供一人一人の自己実現を目指すということで、自分の将来の夢、将来への志をしっかりとかなえられるように、高等学校あるいはその先の学校、あるいはお仕事等に行きたいと思っていますので、自己実現というものが最終目標だと思っています

なお、学び直しの部分につきましては、これは高校の魅力化の中で、令和に入って何度も地域への説明会というものにも私参加をさせていただいたときに、地域の方々の中から、志津川高校には学習がそこそこでも入れる学校だよみたいなことを地域全体が思っていたり、あるいは先生方の中に進路を先生のほうが決めているというようなお話などもちょうだいをし、小学校、中学校の校長先生には、進路指導の在り方について、成績から持っていくんだとか、あるいは地元の高校をそんなに言うものではないわけで魅力ある学校をしっかりと紹介するようにということで、中高一貫教育の中で志津川高校の魅力を感じさせるような取組を改めて取り組んでいるところでございます。

その成果として、いわゆる令和の最初、元年、いわゆる平成31年の始まりに入学した子供たちというのは、町内の中高連携の子供たちは半分以上の50%以上の子供たちが入っていたんですが、令和に入ってから40%に落ちるくらいの人気の度合いからすると進学は下がってきたんですが、今年度を見ますと、やっぱり魅力子供たちに伝えたり魅力を感じるということで、もう49.5%というほぼ半分の子供たちが中高連携として志津川高校を目指していく状況になっております。

つまり、子供たちは、南三陸高校に魅力を感じ南三陸高校で自分の自己実現を果たしていこうという思いになっていったというのを、これは先生方の子供たちへの進路指導の在り方の積み重ねの成果ではないのかなあと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 町として目指すところは、学習指導要領でも示されているところを最終的には目指すと、自己実現ができる子供たちという話ですよ。それには先ほど来、触れていますけれども、個性というところとか取り組む姿勢というところに関連してくるので、このまま2問目の質問に入っていきますけれども、先ほどの説明ですと様々な交流授業をされているようです。授業の参観とか部活動の見学をした際の子供たちの反応というのはどんな感じなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 各学校でアンケート等を捉えていて、こちらのほうまでその集計結果というのは、その部分が出ておりませんが、結果的に、こうして南三陸高校を志望する生徒が増えていっているということを考えると、中学校が高校のほうに見学会に行くとか連携していく授業等が一定の効果は出ているのではないかなあと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 様々な教育活動がある中でという中での1つの個性を伸ばすという取組なんですけれども、今、現時点で取組に関しての課題とかというのは見えたりはしていませんか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 自己実現のゴール地点というのが様々ありますので、最終ゴールというのは、大人になって自分のやりたいことに近づいたとか自分のやろうとしているところにたどり着いたとか、あるいは本当に大人になって定年退職等をしながら、ああ、自分はいい人生だったなあみたいな思いをするところまでが自己実現のところにもなっていくと思っております。

学校におけるのが、例えば、志津川高校に入ることとか高校に入ることなどをゴールにするとか、あるいは有名大学に入ることなどをゴールにすると、そこから先はどうしても意欲というのは失われていきます。常に前を向いて、自分の夢とかさらに深く高く志を持っていったの自己実現ということを目指していくのが、教育の中での自己実現かなと思っています。

そういう意味では、小学校からあるんですけれども、志教育のシートというのがありまして、今、自分は何になろうとしているのかななどを年齢ごとに積み重ねていくキャリアパスポート、県ではキャリアパスポートと言われておりますし、南三陸町の中では志の自己実現ファイルという名称を使って小中高とつながっています。こういう積み重ねを大切にする個性の伸長

というものを考えていっているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） その夢実現ファイルみたいなやつ、小学校の低学年とかでもう実際やっているんです。おぼつかない字で一生懸命今思っている自分のことを書いてあるんです。一定程度、あれ1年後ぐらいにあれですか、自分で自己評価みたいな、実現できたとかこうしなかったとかというふうに多分されていると思うんですけれども、こういう取組はすごくいいと思うんです。これ高校生ぐらいまで通してやっているんですか。であれば、こういうのはすごくいい取組ですので、今後も続けていっていただきたいなと思っております。

それから、自己実現というゴール地点、様々な人それぞれによっていろいろ違うと思うんです。教育長がおっしゃったみたいに、老後に至るまでも自己実現というのはそれぞれの中であると思うんですけれども、高校に新たに新設される探求心というカテゴリーに今取り組んでいるものがすごくつながっていて、さらにこの町で育った子供たちで自己実現をリアルに体現していける子供たちに育っていくんだなど、今回改めて一連のつながりというものを確認できたのはすごくよかったと思っております。

それでは、次、3問目です。高校のコミュニティースクールとの関わり方についてお伺いします。

前回の一般質問で、コミュニティースクールをどうしていきますかという中で、一貫して統一性を持った防災教育を取り組みたいですという例えを、例えというか、それをまずとにかく統一して防災教育を取り組んでいくんだという御答弁をいただきました。これ防災クラブとかの交流も含めると、高校との連携ももう既に取られているとは思いますが、さらにどのように工夫していきますよとか、ここから先、何か新しく変化していくとか内容を深めていくみたいな協議というのはされているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 内容を深めていくというか、これからのところでありますが、防災教育というものについて町全体で取り組んでいるんですが、新たに3.11メモリアルがオープンをしたということで、その活用というか、せっかくある施設をどの学年がどのように活用できるかということとか、そういう具体的な計画も今後取り組んでいきたいと思いますので、防災教育の充実をしているところでございます。

ただ、私の言い方が多分悪かったんだと今反省をしているんですが、コミュニティースクールで防災教育をするためにコミュニティースクールをしたわけではなくて、1つの例とし

て、防災教育であったり安全教育であったり、あるいは地域の体験学習であったりと、地域というのは、学区の中で課題となっているものを学校だけではなく保護者や地域全体でいい学校を目指していきましょう、いい地域を目指していきましょうという取組がコミュニティースクールで取り組むことができるということだと私は思っているところです。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） コミュニティースクールの話はこの1点だけ確認取りたかったので、次に進みたいと思えますけれども、4点目の南三陸高校を志望する生徒数の維持や増加についてということについてお伺いします。

評価点検報告書、昨年度のやつを頂いてそれに目を通したときに、基礎学力のお話とか個性の伸長事業とかというふうに取り組んでいる中で、本事業においては高校生の増加数とかということに関しては主たる目的ではないと書かれていたのがすごく気になって、確かに事業としての取り組む目的があるのでそれはそれで違うとは理解はできるんですけども、ただ、今後、高校の魅力化事業と連携を取る必要性も感じていると記されておりました。20年続いている中高連携という過程の中で、最終的に生徒自身が高校進学、地元高校への進学というものを希望してそれぞれの進路に進むというのはよく理解できるんですけども、歌津中学校出身生徒の地元高校への進学者が少ないことに関しては、どういった現状があるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 歌津地区の進学が少ないという御質問ですが、どうしても中学校の規模というところがあって進学のばらつきがあって、特に昨年度については、ちょっとびっくりするくらいの進学者が少ないなあというようなことを私自身も思いましたが、今年度の志望人数からすると例年に戻ったというか、こう言ってはあれなんでしょうけれども、2桁の人数に志望が戻ってきているというか、そういうところがあると思います。

高校の進学については、御承知のとおり気仙沼・本吉地区の平均の倍率というのはもう1を切っているわけで、1を切るということは、手を挙げると計算上はそこに入れるという計算上になるわけです。

ですので、本当にどこに行きたい、ここに行きたいと言えば、すぐそこに入れるような状況の中で、南三陸高校を志望する倍率につきましては、学科平均ということになりますが、昨年度よりもさらに倍率が若干でも上がっていくということは、やっぱりすごく南三陸高校に魅力を感じているというところです。

答弁の中でもお答えしましたが、南三陸高校に行くように指導はしていませんが、南三陸高校の魅力をしっかり伝えていながら子供たちの進路選択をさせているところがございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ちょっとシンプルな質問したいんですけども、今まで伺ったことがないので伺うんですけども、歌津中学校の平均学力はどの程度の水準なんですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） こちらも南三陸町の平均というか、2つありますので、2つの学校が2つしかないので競い合いながら学力を高めているところがございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） さほど差はないということですね。そのように理解してよろしいですか。ありがとうございました。

ちょっと質問の角度を変えるんですけども、進路を選択する際というところで、再三本人の意思だとはありますけれども、親御さんとかの感覚とかというのも絶対あると思うんです。時代が変わってきても、変わったなりの親御さんの感覚はあると思うんですが、何となく周りの人たちに、幅広い世代ちょっと知り合いいるものですから伺ってみますと、昔からやっているよね、中高連携ねという話の中で、今日言っているやり取りしているような連携の在り方というものをきちっと理解できている方は実際は少ないんです。そういうギャップというものを教育委員会ではどのように把握しているのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） ギャップというんですか、中高連携とは一体何なのか、あるいは中高連携でどんなことをしているのかということについては、これは多くの皆さんに分かっていただきたいと思います。これは中学校の生徒だけ、あるいは学校の先生方だけが知っていることではなくて、こういう取組をしているということについては、これは中高連携教育ということで志津川高校さんが担当しておりますが、中高連携通信ということで2か月に1回、全ての御家庭のほうに通信というかお便りを出して、どのような取組をしているのか、あるいは志津川高校の生徒がこんな活躍をしていますよというような紹介をしながら、中高連携教育のよさについて伝えていらっしゃると思っております。

また、進路の選択について、答弁の中では親でも先生でもなく子供自身ですというようなお答えをさせていただきましたが、実際問題、親御さんの思いというのはとても大きいと思

ます。やっぱり、ふだん子供を送り迎えする都合があるとか、こうなってほしいという親御さんの思いとか様々あると思います。そういったときに、子供たちに子供たち自身のこうなりたいという気持ちを強く持っていただきたいなと思っているんです。親御さんの中には、御自分が中学校の頃あるいは高校の頃にどこどこに行きたかったんだけどとか、どこどこどうしたいだったようなという自分の進路であったり夢をお子さんに、どうしてもかなえたいというところもあるんだと思いますが、それを上回るくらいの子供たちの強い夢、志を持てるような意欲を進路指導の中でしていくと、子供たちが本当に目指したい高校、目指したい職業に就いていけるのではないのかな、それがいわゆる義務教育の中でできる進路指導の在り方ではないのかなと思って取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ちょっとぶっきらぼうな言い方しますけれども、学力の低い生徒は志高みみたいな、ちょっとこれ言葉なので悪い意味に捉えてほしくないんですけれども、それ以外は別的高校みたいなイメージが昔はあったんです。先ほど教育長もおっしゃっていましたが、家庭環境とか通学や送迎だという話とかそういう家庭環境の話も含めて、学力を理由に消去法で選択した時代というのも確かにあったと思うんです。先ほどお話しした基礎学力の話とか絡めて1つの筋書きとしてしまえば、そのようにも言えてしまう部分もあるかなと。実際、現在でもそのような傾向に捉えていらっしゃる親御さんもあるということだけは、もう一度この場で理解していただきたいなと思っております。

それから、あと学習意欲のお話、今、後半のほうでされていましたが、魅力化の構想案が出たあたりのとき、あれ令和2年だったと思うんですけれども、あのあたりの資料を見たときに、環境要因というところで学習意欲が低いとか進路意識が弱いみたいな、まだ当時を試みたら自分自身の未来のイメージが持てない、でも今は自分の自己実現に向けた教育もしているからそういう子供たちもだんだん減ってきているんだとは思いますが、お話の流れではそうなんですけれども、現在、じゃあ進んでいる子供たちの中で何を目的に南三陸高校に進んでいるのか、私、実は分からないんです。

なので、取組方というお話、教育長ありましたけれども、これからじゃあ取るべきその取組方というのはどういったものをお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 以前というか、学力至上主義じゃないですけども、目の前の点数を取って偏差値を高くして、そしてその平均偏差値の高校を選んでいくというか、学力で高校

を選んでいったという時代は確かにあったのではないのかなと思っているんですが、そのためにも学力、学力と言っていくと、高校の魅力ではなくて全く違う方向に進んでいっていると思います。

今、南三陸高校への魅力であったり、今、南三陸町の小中学校で行っている進路指導の在り方については、何度も言いますが、自己実現というところに取り組んでいます。南三陸町の魅力というのは、もう底知れないものがあるのではないのかなあと思っております。御承知のとおり防災教育もありますし、環境教育、ラムサール条約湿地であったりF S C等の登録等、もう学習の素材というのは本当にたくさんあります。

この学習の素材を生かして探求活動をすることによって、自分は次のステップにはどんな、さらに上級の学校に進んでいきたいと思ったり、あるいは自分の興味、関心の高いI T企業に行くんだとか、あるいは実際に多くの産物が取れるように一次産業に取り組んでいくんだとか、ドローンの操縦を頑張っていきたいとか、様々な進路の方向を行ける高校だと思っています。ここに行ったからもう終わりですよと、あんたたちはもう既にここに入ったから出口はこうではなく、入った暁も出口が色々あるという高校であるし、ほかの学校でなくても、南三陸高校でも十分自分の夢、志がかなえられる高校になってきているというところでは、大変魅力はある高校だと思っております。

こういう意味で、学力を高めたり志を高めたりしながら、中高一貫教育の成果として取り組んでいきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 通告のときに一番最初にお話しさせていただきましたけれども、町が本腰を上げて高校の魅力化に取り組んだ以上、必然的にこういった今までもやってきたんであろう連携した考え方、子供たちの育て方というものの新たな南三陸町ならではの特徴をしっかりと形にもっと形づくっていかなくちゃいけないし、色つけていかなければいけないと思いますので、ぜひ、この辺これからも御尽力いただきたいなと思います。

これで1件目の質問を終わります。

続けて、自席より2件目の質問をさせていただきます。志津川中学校の事案から見えた課題について、続けて教育長に質問させていただきます。

昨年末、志津川中学校で生徒の通信表などが紛失されました。報道もされたことから、直接関係のある生徒や保護者以外からも心配する声が多く寄せられています。児童生徒が安心して学べる環境を守るため、改善していくべき点はどこにあると考えているのか、お伺いしま

す。

1つ目に、説明会が開催されましたが、保護者は納得した様子だったか。

2つ目に、保護者の反応をどう感じているか。

3つ目は、今回の事案から見えた課題。

4つ目として、教育長がもっと指導力を発揮していくべきではということで、以上を自席からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 御質問の2件目、志津川中学校の事案から見えた課題はについてお答えいたします。

まず、1点目と2点目の御質問は、関連がありますので一括してお答えいたします。

今回の志津川中学校教職員による不祥事事案は、結果として、生徒や保護者、町民皆様から学校への信頼を失うこととなり、教育委員会といたしましてもこの事態を大変重く受け止めているところでございます。保護者説明会は、昨年12月と今年2月に2度開催いたしました。保護者からは厳しい御質問や御意見をちょうだいいたしました。安心・安全であるはずの学校で起きた今回の事案の重さから考えますと、私自身、当然のことと受け止めており、一つ一つの御意見に真摯に向き合っていくことが再発防止や信頼回復につながっていくものと考えております。

3点目の御質問、今回の事案から見えた課題についてですが、まず、本事案の発生要因として、教育公務員としての自覚の欠如、学校内の情報管理機能の不備、管理職による管理体制の甘さなどが挙げられます。通信表や健康の記録に限らず、学校で取り扱う文書は子供たち一人一人の成長や今後の飛躍のための軌跡であり、信用と信頼の下に教職員に託された大切な預かり物であるという意識が学校組織として欠けていたことは否めません。教職員一人一人が、自らの行動について常に望ましいものであったかを振り返りによって自らの行動を確認し、不十分な点があればそれを改めていく取組を進めていくことが必要と考えます。

最後に、4点目の御質問、教育長としての指導力についてですが、再発防止や信頼回復に近道はなく、町内全ての学校、全ての教職員と共に、愚直に、誠実に、前向きに、確実に一つ一つ結果を出しながら教育活動を進めていくことが大切と考えます。信頼のないところに教育は成り立たないことを改めて肝に銘じ、コンプライアンス意識の一層の強化、徹底に努めてまいります。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 今回の事案に関しては、報道されている経緯もございます。議会として
どうか、1人の一議員としてはある程度無視はできないかなと、あえてこの場をお借りし
て、場合によっては苦言をしていかなければいけないのではないかなと思って通告をさせて
いただいたんです。内容詳細に関しては私も一保護者でありますので、ある程度把握できて
いるのでそこは触れませんが、そこを理解した上で、さらにこういうお仕事もさせていただ
いている中で、町で取り組んでいる子供たちに対する姿勢も理解できているところもあるの
で、私としても心情的には複雑なんです。複雑なんですけれども、ちょっとこのお話、4点
に分けて触れさせていただこうと思っております。

最初の説明会、12月の26日でした。私も参加しましたし、冒頭、最初、1時間弱ぐらいの間
で事件というか事案の経緯であったりとか要因であったりとか、あと謝罪のお言葉だつたり
とかというところに時間を取っていただいて、そこは十分理解はできました。説明ですので。
なので、あえて保護者は納得した様子だったかという通告の出し方をあえてちょっと意地悪
にしちゃったんですけれども、何に納得できて、何に納得できていなかったのかというのは、
教育長自身、どのように捉えたんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この件に関しては非常に様々な要因が絡んでいて、実際にそれを行っ
た先生もいるし、それによって被害を受けた先生もおりました。保護者の皆様には、詳細に
学校長から事の顛末について12月の段階で分かっている部分についてお話をしましたが、ま
だ分かっていない部分もありました。

納得した部分については、どういった経緯で、あるいはどういったことが志津川中学校で行
われていたかということについては、しっかりと学校長から説明をしたところでございます
し、また当事者からも反省の弁を述べ、そしてしっかりと頭を下げながら謝罪を乞うたこ
ろでございます。

しかし、納得していない部分、あるいはどうなんだというところは、いわゆる個人情報さま
まははっきりと外に漏れているかいないかというところが分からない状況での説明というこ
ろで、該当に当たるお子さんの成績だとかそういった情報が一体今どこにあるんだ、ある
いはこれがまたネットに上がってさらされるようなことがあったら、これはまた大変では
ないかと、何でそういった部分が分からないんだと、そういった部分についてのお叱りもご
ざいました。

また、今後、学校ではどうするんだということについては、もう学校だけでできる範囲では

ないんじゃないかと、いわゆる第三者あるいは警察のほうにもお力を借りて進むべきではないかなど、強い口調で御意見を述べられる保護者の方もいらっしゃったということで、そういうふうに納得できる部分と全く納得できないという部分は混在した形での説明会だったと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 本当に今の説明のとおりだと思うんです。あの当時は本当に知り得る情報が本当に少なかったのも、そこが大きく割れちゃったと思うんです。説明、謝罪の後に質問する時間帯も設けていただいたときにいろいろ感情も出たとは思いますが、2回目、2月2日に開催されたときは、もうそのときはまた状況が変わって、実はこうでしたという経緯と、それで今このような状態ですというのを全体がようやく見えた時点での説明会だったので、比較的1回目よりは静かだったと伺っているんですけども、どうだったんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 表面上というか、御意見だとか御質問については、1回目から比べると数が少なかったり、あるいは御質問の程度も本当に言葉上は穏やかとかきっちり質問をされておりました。しかし、内心はどうかというと、やっぱり煮えくり返るような思いをお持ちの保護者の方は多かったのではないかなと思っております。それが冷静さを保っているが上に、心の中の強い怒りの感情が伝わってきたような保護者会でした。1回目は、ストレートに自分の親御さんの気持ちを何でそんなことが起きたんだみたいな感じで御質問をされていたんですが、2回目は、まるで御自分のお気持ちを押し殺したかのように冷静な質問が多かったなあと思っております。

そうなったことについても、やはり事実としてある程度もうどんな状況かというのははっきり分かったと。さらには、個人情報流出していないとか、ほかには行ってないんだということも分かったというところにもあったかと思えます。また、該当するお子さん、該当する保護者の皆さんにつきましては、学校からも丁寧に説明し、その該当の方々からも御理解をいただいておりますということについても、学校長のほうからお話があって本当に落ちついた感じだったと思えます。

ただ、心の中の煮えくり返りを思うと、それこそ、これからが志津川中学校の真価を問われる頃になりますし、また、同じようにほかの小中学校に対しても、うちのほうでもあるんじゃないかと、起こるんじゃないかという疑念が抱かれないように、しっかりと不祥事の再発

防止と信頼の回復を地道にしっかりと取り組んでいかなければならないということを、私自身も肝に銘じた説明会だったと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 私の出した質問、どれに対しても似たような答弁が返ってきちゃうような傾向にあるので、次にそのまま進んでいきますけれども、じゃあ2点目の保護者の反応をどう感じているかということに対して、最初の答弁で一つ一つ真摯に向き合っていきますという御答弁でした。1回目の説明会のときに、じゃあこれから保護者の方々に対して質疑応答の時間を設けますとなったときの1人目だったか2人目だったかちょっとあれですけども、すごく印象深かったのは、お母さんでしたけれども、声を震わせながら怖いと言っていたあの姿がすごく印象深いんです。そのまま不安とか怒りとか憤りとか様々な感情です、ため息とかあきれた言動みたいなのを会場で直接受け止めたかと思います。先ほどの答弁にもありましたけれども、ここをもう一度、すみません、御答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この説明会までの経緯ということを考えると、事の事案が発生したから、イコール早く保護者の皆さんに説明会をしなければというような流れになるべきだったのかどうかというところもあるんですが、ここは学校としても確認をしながら、教育委員会としてもそうですねということで行ったのは、早急に保護者の皆様に説明会を開いていくのではなく、やはり子供たちの精神的な不安であったり怒りとかというところもしっかり確認をし、抑えながら、まずは子供たちの精神的な動揺がないように説明をしたり、どのタイミングでどのように説明していったらいいかということを確認し、実際に説明をし、そして謝罪をし、あと当事者の家庭への謝罪等も踏まえ、やっぱり当事者への御理解を得た上で保護者の皆様に事実を伝えていったほうが、初めからばんといるのではなくて、やっぱり子供たち、当事者の御家庭、そしてPTAの役員さん方を踏まえ、保護者説明会というような、手続という表現は変ですけども、そういった流れをすることで、子供たちの動揺を抑えた形で進められたものだと思っております。対応的には、適切という表現をするのもあれですけども、とてもベターな流れだったのではないのかなあと考えております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 何よりもやっぱり子供たちの心情なんですよ。あの時点で、各それぞれの親御さんが感情をあらわにしたのは、もう自分の子供をしっかり守るという、もうあれは当然の姿だと思います。親心だと思います。

ただ、そういう配慮でも、裏腹に今は子供たちすごく敏感なので、こういうことあったんだよなんていう情報もあつという間にある程度浸透は、知らない子は知らないですけども、という事実もあったので、ただ特段私の耳には、それ以降何か生徒の様子がおかしいとかというふうなお話は私のところには聞こえてきていないので、そこは取りあえずいいことなのかなあとは理解はしております。

それで、3件目の質問ですけども、御答弁で欠けていたものが要は明らかになったと、個人の一職員としての教職員としての欠如していた要因があったとか、体制の不備とか、管理の甘さとかという具体的なお話ありました。個人情報書類、現金の管理マニュアル改訂版なんていうものを父兄、私たち頂いておりますけれども、管理の甘さ、目の行き届かなかったことへの対処法だと思うんです、これ1つの。ただ、これに目を通してみますと、先生方の負担が増えたんじゃないかなと感じちゃうところもあるわけです。起こった事案が事案なものですから、こんなことを言ったら矛盾するかもしれないけれども、考え方としたら働き方改革とはまた真逆の方向で進んじゃっているところはどうなんでしょう。やっぱりしようがないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） しようがないということではないというか、何と表現したらいいかあれですけども、働き方改革に、ぱっと見た感じでは手数がかかったりいろいろあるんだと思いますが、実はしっかりと個人情報を守っていく、大切に扱っていく、間違いがないようにしっかりチェックしていくということこそが時間短縮になるというか、またこれで不祥事が起きたら、また100倍も1000倍も時間や労力や精神的な疲れが生じてきます。どうせ時間かける、あるいは気持ちをかけるのであれば、やはり不祥事が起きないようにしっかりと対応していくことこそがこれからの時代の流れだと思いますし、そこは教員として、あるいは大切なお子さんを預かっている身として、その職務の重さ、さらには扱っているデータの重さ、深さを考えて、負担と考えるのではなくて、そうしなければならぬという自覚を先生方に持っていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） そういう解釈で理解できました。分かりました。

教育長含め校長先生なんかも、今回の件に関して大分心を痛めたと思います。うそか本当かは分からないですけども、本当に夢にまで見るぐらい多分悩まれたんだと思います。

それで、子供たちが大前提でありますけれども、先生たちだってやっぱり人ですから、負担

が大きくなったという表現はあえてしないまでも、でも先生たちの心の健康面という部分に関してもある程度の環境というのは必要なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） ここについては、設置義務自体はないんですけれども、いわゆる安全衛生委員会という、本来であれば50人以上の従業員がいるところではというようなものではあるんですが、学校の中で安全衛生委員会というものを立ち上げて、これはもう以前から立ち上げているんですが、それを立ち上げているということだけではなくて、しっかりと会を開いて検討してくださいと。

さらに、こちらのほうからじゃあ何を検討するのかということについては、在校時間の記録を各学校取っておりますので、それをしっかりと委員会で確認をしてください。それによって、数多くの時間を在校時間している先生には、もしかするとその先生に負担がかかっているのではないかなと、その先生にばかり負担をかけているのではないかなということを確認してほしいと。それから、精神的にもあるいは肉体的にも負担があつてなかなかうまく仕事できていない先生がいるのではないかなと。

そういった情報をしっかりとその委員会の中で把握をしていきたいと思いますということで、先ほどの話までの学力の向上が云々とは全く別なところで先生方の健康面を見ていく、そういった安全衛生委員会をしっかりと行うように指示をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） では、4点目に入ります。

教育長がもっと指導力を発揮していくべきではという質問を投げかけました。最初にお伺いしたいのは、教育長は教育現場の経験者でございます。現場を知っているからこそ、今は完全に立場が変わってしまって教育行政のトップとしておられるわけですがけれども、現場に行ったときに、教育長の経験談でお伺いしたいんですけれども、教育委員会との関わり方において締めつけが強かったなとかそういうふう感じたこととかというのはあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 志津川小学校校長時代を含めて、思う存分仕事ができたといいか、校長として役割を果たすことができたなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） すみません、ちょっとまさかここで笑いが出るとは思わなかったんです

けれども、質問の内容が、内容というか指導力を発揮してくださいよと最終的には言いたいので、もしかしたら現場を知っているからこそ、やりづらさを知っているがゆえに思い切りできないんじゃないかなという勝手な思考がめぐったものですから、シンプルに今伺ってみました。

じゃあ、実際はもう今のお立場におられて、何の遠慮もしないで一生懸命やれることはやっていると解釈してよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 恥ずかしながら、精いっぱいやっていて、何か出し惜しみをしているとか、あるいは何かすごい魔球を持っているとかそういうことは全くなく、毎日精いっぱい、毎日それこそ局長さんにどうしようと、次長さんにこれどうすればいいんだみたいな話をしながら、そして、こういう方向で行こうねみたいなことなどをお話ししながら、一生懸命やっているところです。自分の持っている力を最大限に出すことが、自分の与えられた役割だと思っております。このものが、この力が弱いというのであれば、全く私の不徳のところですし、さらに指導力であったり認識力、判断力等をさらに高めていきたいと思っております。

また、自分が校長経験であるということも踏まえて、各学校の校長先生と一緒に子供たちの成長のために取り組んでいるつもりでございます。本当に物足りないところにつきましては、様々なときに御指導いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） この流れで聞く話じゃないのかもしれないんですけども、今回の事案を機に、教育長としてこれからどうしていきたいのかというようなことも聞きたかったんです。でも、もう御答弁のときにその思いお伺いしましたので、あえてここは質問という形式は取りませんが、私なんかには言われるまでもなく、子供たちに対しての思いとか、今回の件に関して全体的にどうしても見なければいけない職務に当たられている以上、誰よりも真剣にいろいろなことを考えられたと思います。

であるからしてと言ったら変ですけども、新学習指導要領に沿ってきちんと持てる力を発揮していただいているんだなというのは私も分かるんですけども、なかなか把握されていない方もいるので、あえてあれですけども、今、ちょっとお話ししますが、新学習指導要領というのは、子供たちに生きる力を育むという目標があるじゃないですか。時代が変わっていろいろな予測困難な変化が起こっても、自ら課題を見つけるとか自ら学び自ら考

えるという全部自分で判断して行動できるという、それで最終的に自己実現できるという、思い描く幸せを実現してほしいという思いが込められていると、あれは厚生労働省のホームページにちゃんと載っているんです。知られている方は知られていると思いますけれども。

前段でも申しましたけれども、南三陸町の教育行政とか教育現場が子供たちのために取り組んでいる姿勢というのは十分うかがえております。これからも変化に対応して取り組んでいくんだと思いますけれども、この事案が起こったらこそ見えたというところにひもづけなくても構わないんですが、今一番大切な課題は何ですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） まず、幾つかお話があった中で、私自身、この事案が発生していると、経過報告も含めていろいろお話があったんですが、全ては信じられない事案だということで想定外というか、やっぱり想定外は様々なところで起きるとするか、様々なことがあるんだなと思いますが、全く想定するような事案ではなかったなと思っております。

この事案があって様々なことがあったんですが、本当にこういうのを言っているのか分かりませんが、警察に被害届等を出しながらしっかりと捜査が入ってというような形で終結を見るのではなくて、学校教育の中でしっかりと対応ができたということは、少なからず少しほっとしているところではあります。事の重大さからいくと、こういうことがあってはならないことだと思っております。

本当に大切にしなければならないというのは、やはり安心・安全な学校、そして信頼される学校職員、教育委員会にあると思っております。信頼というのが、これをしたから信頼が回復されたとか、これをすれば高い評価を受けるとかそういうものではなく、毎日毎日の積み重ね、一生懸命やってもほんのちょっとしか信頼は得ることはできないと思いますが、その積み重ねによって、これまで終わった信頼のほうに届けばなと思いますし、その繰り返しによって、今まで以上に学校教育、学校に対して、先生方に対して信頼を得る形になるのであれば、この事案というのでも何とか気持ち的に救われるのかなと思っております。これからも、本当に少しずつ着実に信頼回復を全教職員共々進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） では、先ほど實力発揮、お恥ずかしがらしているんですよなんて御謙遜されていましてしあれですけれども、御本人が何かあれば遠慮なく言ってほしいみたいなお言葉をいただきましたので、私、自分の立場も顧みずあえてこの場をお借りして、あえて

この質問を最後に投げかけたいと思うんですけれども、ただ、残念ながらそれはあなたの主観ですよと言われて捉えられてしまうと、何の化学反応も起きないのでちょっと悲しくはなるなという不安を抱きながら、最後に、改めて教育長の強いリーダーシップというのを希望したいと思います。実力というお話さっきしていましたが、教育長には色もあると思うんです、人としての魅力的な。それこそ、子供たちの魅力を開花させている仕事に尽力をされている教育長だからこそ、自らの色をきちんと上乗せして強いリーダーシップを発揮していただきたいと希望しますが、お返事をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 今後も、そういった魅力を感じられる、あるいは信頼される力強いリーダーシップを持った教育長になるように、今後もしっかりと職責を果たしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で須藤清孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時43分 延会